6月12日(月曜日)

平成29年6月12日(月曜日)

議事日程第2号

平成29年6月12日 (月曜日)

開 議 午前10時

第1 一般質問

質問

応 答

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1. 阿 部 文 男 君
 - (1) 介護保険について
 - (2) 大館駅前開発について
 - (3) 大館市の特産品を守っていくために
- 2. 小棚木 政 之 君
 - ・ 桜のてんぐ巣病の対策を官民挙げて取り組むべき
 - ・ 桂城公園だけでなく、長根山運動公園、長木川の土手など、市管理の有無を問わず、てんぐ巣病と思われる状態が広がっており、大館から桜がなくなるおそれがある。今こそ官民挙げて「桜保全プロジェクト」を立ち上げ、後世に春の高揚感を伝えられるようにするとともに、弘前・角館と並ぶ桜の名所化に取り組むべき
- 3. 石 垣 博 隆 君
 - (1) 北東北&北海道グルメフェスタと肉の博覧会について
 - ① 市外からの来場者の割合とその流れは
 - ② 大館市として来年度の広域連携イベントと肉の博覧会について、現段階での開催 時期や考え方を聞きたい
 - (2) イベント以外での交流人口をどう取り込むか
 - ① イベント以外の観光者の現状
 - ② イベント以外の観光客を取り込むための連携や誘導を促進する事業等
- 4. 佐藤芳忠君
 - (1) 市職員の政治活動と選挙闘争について
 - ① 大館市職労の選挙闘争方針に従い、一般職の市職員が選挙で特定の人に投票をす

るように勧誘運動などの政治的行為「年休を取っての選挙のビラ配りやポスター 張り、友人知人への紹介者カード・後援会加入申込書への記入依頼や選挙期間中 の電話での投票依頼など」をすることが、地方公務員法第36条に違反するか否か について

- ② 市職員が選挙において勧誘運動などの政治的行為を行い、地方公務員法第28条や第29条や公職選挙法に違反した場合の市の懲戒処分について
- ③ 市職員の政治的行為や選挙運動を防ぐための対策「通知回数と内容の改善及び部 課長の指導等」について
- (2) 市の見込みでさえ、毎年1,200~1,600万円の赤字を出し続ける「ハチ公の駅」事業。 20年で3億円超もの累積赤字に市はどのように対応するのか
- 5. 田 村 儀 光 君
 - (1) 歴史的風致維持向上計画について
 - ① 認定後の取り組みが本当に重要と考える。計画では22事業を予定しているようだが、今後どのように事業を進めていくのか。具体的に示していただきたい
 - ② 計画認定を受け、市民と語る会を開催すべきと思うが市長の考えは
 - (2) 都市計画税の廃止について
 - ・ 検討委員会では「廃止すべき」として答申されたが、市長の考えは
 - (3) 統合医療について
 - ① 幸福の根本は健康だと思うが、統合医療について市長にもっと関心を持ってもらいたい。国会議員の勉強会にも参加してはどうか
 - ② おおまちハチ公通りを歩行者天国にするなど、コミュニティー広場の設置を考えてはどうか
 - (4) 鳥獣被害対策について
 - ・ 熊のおりが足りていないと聞いているが現状はどうか。追加の予定はないのか。

6. 武 田 晋 君

- (1) 歴史的風致維持向上計画認定後の取り組み
 - ハード面とソフト面の融合をこれからどのように展開するのか
- (2) 都市計画税の徴収について
- (3) 監査委員を経験して考えること
 - ① 契約事務・業務委託等契約・備品購入において合い議がないという指摘
 - ② 印紙税の間違いが非常に多い
- (4) 野生鳥獣による農産物被害、人的被害が全国各地で深刻化している

- ・ 大葛地区で年々増加している猿をこれ以上ふやさないためにも対策を講じる必要 がある
- (5) 市主催行事の進め方について
 - ① 来賓紹介の仕方
 - ② 来賓挨拶した方をすぐ次の来賓紹介で再度紹介するというのも不自然なやり方で やめたほうがよい
- 7. 中 村 弘 美 君
 - (1) 林業成長産業化地域創出モデル事業について
 - ・ 東京オリンピック需要に向けた現時点での取り組みや森林認証制度について市長 の見解を伺う
 - (2) ことしは夏目漱石生誕150年。郷土の偉人狩野亨吉と漱石の交友に思いをいたし、大館ができることは何か

出席議員(28名)

1番	石	垣	博	隆	君	2番	日	景	賢	悟	君
3番	武	田		晋	君	4番	小	畑		淳	君
5番	虻	Ш	久	崇	君	6番	中	村	弘	美	君
7番	畠	沢	_	郎	君	8番	伊	藤		毅	君
9番	阿	部	文	男	君	10番	小村	朋木	政	之	君
11番	藤	原		明	君	12番	田	村	儀	光	君
13番	佐	藤	久	勝	君	14番	仲	沢	誠	也	君
15番	斉	藤	則	幸	君	16番	小	畑	新	_	君
17番	明	石	宏	康	君	18番	佐	々木	公	司	君
19番	吉	原		正	君	20番	佐	藤	健	_	君
21番	田	中	耕力	大郎	君	22番	相	馬	고 :	ミ子	君
23番	岩	本	裕	司	君	24番	佐	藤	眞	亚	君
25番	富	樫		孝	君	26番	菅		大	輔	君
27番	佐	藤	芳	忠	君	28番	笹	島	愛	子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

 市
 長
 福
 原
 淳
 嗣
 君

 副
 市
 長
 名
 村
 伸
 一
 君

長 北林武彦 総 務 部 君 総 務 課 長 団 部 稔 君 財 課 長 桜 志君 政 庭 寿 市 民 長 則 君 部 成 田 政 福 祉 長 透 君 部 安 保 産 業 長 -- 関 幸 君 部 雅 長 建 設 部 嶋 均 君 田 会 計 管 理 者 時 君 目 俊 病院事業管理者 佐々木 睦 男 君 市立総合病院事務局長 進 君 斎藤 三 浦 消 防 勝 彦 君 長 教 育 長 高 橋 善 之 君 長 佐々木 修 君 教 育 次 選挙管理委員会事務局長 小 林 君 淳 農業委員会事務局長 三 澤 君 勝 監查委員事務局長 金子広英君

事務局職員出席者

事 務 局 長 萬 君 田 清一 次 長 畠 沢 昌 人 君 長 崎 淳 君 係 長 孝 君 査 伊藤 主 雅 主 査 高 橋 琢 哉 君 査 主 北 林 亘 君

午前10時00分 開 議

○議長(佐藤久勝君) 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長(佐藤久勝君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、再質問を入れて1人40分以内と定めます。

質問通告者は13人であります。

質問の順序は議長において指名いたします。

なお、この際、質問者に申し上げます。質問制限時間10分前に予鈴1つ、5分前に予鈴2つをもってお知らせいたしますので、よろしく御協力をお願いいたします。

さらに申し上げます。再質問から一問一答方式で行われる方は、再質問の冒頭、自席で申し 出をした上で、一般質問要旨の大項目単位で同一議題をまとめて行うよう申し上げます。

○議長(佐藤久勝君) 最初に、阿部文男君の一般質問を許します。

〔9番 阿部文男君 登壇〕(拍手)

○9番(阿部文男君) 皆様おはようございます。市民の声を届けさせていただいております 平成会の阿部文男でございます。それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

最初に、介護保険について質問させていただきます。皆さん御存じのこととは思いますが、介護保険の財源は40歳以上の住民が支払う介護保険料と国や市町村などの公費で賄われております。その保険料は各自治体が決めることになっております。65歳以上の第1号被保険者の基準額で言うと全国平均では月額5,514円となっておりますが、大館市は月額6,256円となっております。この金額は全国1,741の自治体の中で高額なほうから数えて152位となっております。参考までに申し上げますと鹿角市は5,900円で354位、北秋田市は5,800円で447位、小坂町は5,300円で988位となっております。介護保険料は保険を運営する市町村において、住民がどのくらい介護サービスを使っているのかに応じて基準保険料が変わります。介護サービスをたくさん使えば高くなりますし、少ししか使わなければ低くなります。来年4月は、3年ごとの介護保険料見直しの年に当たります。大館市の高齢化率は35.4%となっており、これから介護の必要な高齢者がだんだんとふえることを考えますと値上げされることは確実であろうと思われます。ほとんどの市町村で保険料の値上げがなされるとの見解ですが、大館市では今から予測される介護保険料の値上げに対してどのように対処していくお考えなのかお聞かせ願います。大館市では、ことし5月末現在で65歳以上の人口は27,297人となっております。いわゆる介護

予備軍とでも言いましょうか、私を含めて後期高齢者が年々ふえていくことは目に見えていま す。つまり、高齢者がふえると介護サービスを必要とする人もふえる可能性があるということ です。これから先、介護保険料の値上げや、保険料を支払っていても介護サービスを思いどお りに受けられない、いわゆる介護難民と言われる問題等が徐々に浮き上がってくるのではない のでしょうか。全国的には、2025年に43万人もの高齢者が介護難民になるという試算も発表さ れております。今、市では地域再生計画として大館版CCRC事業を進めているところであり ます。事業計画書によると「在宅医療、介護予防に重点を置いた地域包括ケア体制の構築で、 「寄り添い」と「やさしい看取り」の「大館を第2のふるさと」と思えるまちづくりを目指 す」となっております。主に首都圏の子育て世帯から高齢者まで、大館市に移り住んでもらう ことを目的としています。つまり、首都圏では介護をなかなか受けられないかもしれないので、 元気なうちに医療や介護に余力のある地方への移住を提案するということであります。確かに 大館市の人口が少しでもふえることはいろいろな面において喜ばしいことではありますが、将 来的には在宅医療や介護サービスを必要とする高齢者の割合もふえることになります。都会に 住む高齢者を積極的に受け入れることより、今この町で暮らしている人たちが安心して老後を 暮らせる町をつくることのほうが喫緊の課題ではないかと思っております。私としては、大館 版CCRC事業は熟慮の上、慎重に進めていくべきではないかと考えております。市長の考え をお聞かせ願います。また、ことし4月13日付の北鹿新聞で、北秋田市が認知症グループホー ムに入居する低所得者を対象に、市独自の助成制度を新設すると報道されておりました。市独 自での助成は秋田県内でも珍しいのではないかということです。認知症の患者がグループホー ムに入ったとしても、居住費のほかに自己負担があるので所得の低い患者は利用しにくい面が あります。負担を軽減する制度はありますが、グループホームは対象にならないということで 入居を諦める患者もいるようです。今回の北秋田市の助成制度は、介護難民を少しでも減らそ うという自治体の努力のあらわれだと思います。私は、大館市においてもぜひ、北秋田市に倣 って助成制度を設けてほしいと考えておりますが、市長の考えをお聞かせ願います。

次に、大館駅前開発について質問させていただきます。先日、私宛てにこのような投書が届きましたので一部を御紹介したいと思います。「新しい大館をつくるという福原市長のかじ取りも早いもので3年目を迎えました。当市が今取り組んでいる駅前開発事業について、市長並びに議会の方々にもっと慎重に審議をしてほしいとの思いから一筆いたしました。明治大学大学院修了の猪谷千香さんが、岩手県紫波町のオガールプロジェクトチームのまちづくりについて、ある雑誌で次のように述べておりました。岩手県紫波町の駅前開発については、これまでどうしてこの方法がほかの自治体で行われてこなかったのか不思議なくらいだ。このプロジェクトチームは一つ一つ丁寧にまちづくりを進めていき、国会においても地方創生の成功例として取り上げられ、今や全国の自治体から視察が押し寄せるほどの人気ぶりである。このプロジェクトチームが最初にしたことは、市民の声をきちんと吸い上げてまちづくりに反映させてい

くことである。その結果、駅前には芝生の広場が広がり、そこで町の人が思い思いに弁当を食べたり、寝そべって読書をしたりとみんなが過ごしやすい環境が工夫されているようだ。一見、無駄に見える空間を真ん中に据えたことが、むしろ人が集まりやすい場所になったという。人口はわずか3万人。今後30年で人口減少率33%と予測されているこの町に、今では年間90万人が訪れている」ということです。つまり、駅前開発イコール、駅ビルという安易な考え方ではなく、誰のために開発しなくてはならないのかをもう一度考えていただきたいと思います。私は、駅ビルに反対するものではありませんが、「まず駅ビルを」という考え方には全面的に賛成しかねております。駅前にビルを建てるとすれば、どのようなテナントを招聘するのか、また、せっかく入ったテナントがすぐに撤退ということにならないようにしっかりとした経営計画を立て、観光客のためだけではなく、市民の集まる場所、憩いの場になるような場所も提供してもらいたいと願っております。これまでの市長のまちづくりの方向性を考えますと、アメリカの先進的なまちづくり、いわゆるニューアーバニズムの概念を取り入れたまちづくりを推進しておられるように見受けられましたので、今回の私の質問の趣旨を理解していただけると思います。駅前開発は、大館市の未来像を決定すると言ってもよいくらいの重要事項であると思います。ぜひ、魅力ある大館の玄関口をつくっていただきたいと願っております。

最後に、**大館市の特産品を守っていくために**ということで質問いたします。先月末の新聞に 「大館とんぶり」が地理的表示(GI)保護制度に登録されたことが載っておりました。トン ブリは、比内地域で江戸時代から栽培され、しかも国内生産のほとんどが比内地域で生産され ているという、まさに大館の特産品であります。県産品として初めて登録されたことで海外に も販路を広げ、生産者の所得を向上させることで後継者不足の解消も期待されます。商品にな るまでには、かなりの手間と人手が必要なようですが、市としてもぜひ大館とんぶりの販売や 販路拡大に協力する方向で働きかけていってほしいと思います。さて、「大館とんぶり」が登 録された地理的表示保護制度は、農林水産物・飲食料品などが登録されますが、このほかに地 域団体商標という制度もあります。これは、一団体とその構成員のブランドを保護するための 商標登録になります。秋田県内では、秋田由利牛・比内地鶏・秋田もろこし・白神山うど・川 連漆器・横手焼きそば・三関せり・大館曲げわっぱの8件が登録されております。地域団体商 標登録は、地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争 力の強化と地域経済の活性化を支援する目的で設けられたものでございます。ことし4月22日 付の朝日新聞に載っていた弁当コンサルタントの野上優佳子さんの寸評ですが、最近、海外で も日本の弁当文化が見直されてきているということでございました。特に、大館曲げわっぱは 海外でも大変に人気が高いと聞いています。その記事では「値段は高いが一生ものであり、使 うほどに風合いが増す。産地では秋田県大館市が有名である。柴田慶信商店、大館工芸社、栗 久」と店名まできちんと載せていてこれ以上の宣伝効果はないのではないかと喜んでおりまし たが、「最近、合板素材や、漆ではない合成塗料を使用している曲げわっぱもどきが出回って

いて残念だ」とも掲載されておりました。安い物は本物とは品質が違う、似て非なるものであ ると注意を促しています。大館市内においても似て非なる曲げわっぱが横行しているのかどう か私はまだ確認していませんが、大館を訪れた観光客が記念に買い求めていった曲げわっぱが 曲げわっぱもどきであったとなれば、その観光客は大館に対してどんな印象を持つのでしょう か。皆さん御承知のとおり今、大館市はDMOを掲げ観光客を呼び込むためにいろいろと働き かけをし、その成果は徐々にあらわれてきているのではないかと感じているところであります。 大館に来た観光客には、ぜひ大館の特産品を記念に買っていってもらいたいと思っています。 曲げわっぱの杉の香りや美しい木目はその価値を見直されていますが、他県の観光客にはその 違いがよくわからず、結局は安価なほうを買っていくことになるかと思います。一期一会であ るからこそ、よい物、長く愛用してもらえる物を提供することが産地としての責務ではないで しょうか。また、安い曲げわっぱもどきが横行するようになると、将来的に大館の特産品が廃 れていく懸念もあります。この際、本物と曲げわっぱもどきの区別をきちんとつけて販売する べきではないでしょうか。合成素材や合成塗料を使っていない本物の曲げわっぱに対しては、 大館市独自の本物であることを証明するシールを張るなどいろいろと工夫して、高いけれども よい買い物をしたと言ってもらえるように、本物と曲げわっぱもどきの差別化を図るべきでは ないかと思います。市長のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) ただいまの阿部議員の御質問にお答えいたします。

1点目、介護保険についてであります。阿部議員御紹介のとおり、介護保険料は3年ごとに見直しを行っております。今年度策定いたします第7期介護保険事業計画の中で平成30年度からの保険料を決定する予定となっておりますが、阿部議員御指摘のとおり、昨今の介護保険サービス利用の伸びを勘案しますと引き上げは避けられないものと考えております。第7期計画では、適切な介護施設計画による施設入所待機者の解消に重点を置くとともに、介護に至る前の方々に対する介護予防事業の充実により、保険料増加の抑制を目指してまいります。次に、大館版CCRC事業による高齢者の転入の影響についてでありますが、ことし3月に策定いたしました大館版CCRC整備構想では高齢者に限らない多世代の移住促進を目的に掲げ、本市が移住者にとって生涯活躍の場となることを目指しており、80歳代でも元気に活動している昨今、介護予防などのケア環境を整えることによって健康寿命を延ばすことが可能であると考えております。また、人口減少が今後加速することが予測される中、幅広く移住者を募り、我が大館における都市規模の縮小、これに伴う経済活動の減退などマイナスの変動を緩和していくことが施策上必要であると考えております。次に、阿部議員御提案の低所得者の認知症グループホーム利用への補助制度についてでありますが、現在、本市のグループホームは15事業所の運営により234人の方が利用されております。利用者が負担する料金は月8万円から12万円ほ

どとなっております。利用者負担の助成につきましては、家賃や食材費を対象とするものであり、多くの高齢者が在宅で生活費を負担している状況の中においては慎重な検討が必要であると認識しているところであります。また、グループホームに入所を希望される高齢者については、認知症への対策が重要な課題となっております。認知症になってもできる限り住みなれた地域で自分の尊厳を守りながら暮らし続けられるように、認知症の予防や見守りに関する施策を講じながら確実に支援を行ってまいります。低所得の方がグループホームを初めとする介護保険施設の利用を希望される場合は、高齢者担当と生活相談担当が連携して相談に応じていくなど適切な支援を行ってまいりますので、ぜひ御理解をお願い申し上げます。

2点目、**大館駅前開発とまちづくりについて**であります。国では去る6月9日、経済財政運 営と改革の基本方針(骨太方針)2017を閣議決定し、その中で社会資本整備の方針として官民 連携の推進などを打ち出しております。阿部議員御提言の市民の声を反映し民の力を活用した まちづくりは、まさにこの国の流れに沿ったものであり、私自身も賛同の意を表するものであ ります。市では、大館駅前地区再生事業を進めるに当たり、市民を対象としたアンケートのほ か、地元住民説明会などを開催し、市民の意見を伺いながら計画づくりを進めてきたところで あります。今後も必要に応じて説明会を開催するなど、さらに市民の意見を聞く機会を設けて まいりたいと考えております。また、今年度から着手する都市計画マスタープランの見直しや 立地適正化計画の策定におきましても、このような考えを踏襲しながら市民の意見を十分に反 映させた計画づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。また、阿部議員の御 質問の中にアメリカ的な手法ではないかという御指摘がございましたが、むしろ逆でございま す。いわゆるショッピングモールで開発する形はいっときははやりましたが、経済産業省の施 策でいろいろな政策を見る指標がありまして、それで見ると広大な面積で売るものをディスカ ウントすれば、おのずと売り上げに係る面積の単価は下落していきます。そういうまちづくり ではなく、市民の皆様の財産である固定資産の価値が下落しないことを考えるのであれば、有 用に税金を投入する場所へ物語を設定するというコンパクトとネットワークの考え方が必要で あると、その拠点の一つとして駅前があると私は市長として認識しているところであります。 阿部議員がおっしゃるとおり、駅前開発には市民の憩いの場につながるような場の提供が必要 であるとの考え方につきましては、私も大賛成であります。あきた未来づくりプロジェクト事 業において、(仮称) ハチ公の駅と隣接する場所に合わせて約9,000平方メートルの芝生広場と 多目的広場を整備し、観光客だけではなく地域住民や市民が憩い集える場所を整備したいと考 えているところであります。阿部議員御指摘のとおり、駅前開発事業は大館の未来像を決定す る重要なものであると考えております。まさに秋田県の北の玄関口としての機能を果たすとと もに、民を誘導するプラットホーム的な環境となるように、また、官民が連携して集いにぎわ う拠点となるように整備を進め、市民が誇れる大館駅前の再生につなげてまいりたいと考えて おります。どうか御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3点目、**特産品を守っていくために**であります。特産品を守るためには、大館の物づくりを 支える明確な知的財産権に係る戦略が必要であると考えております。知的財産権は、物権・債 権に次ぐ第3の権利と認識されているものであります。こうした捉え方を前提に御質問にお答 えさせていただきたいと思います。平成25年12月に「和食;日本人の伝統的な食文化」がユネ スコ無形文化遺産に登録されました。これは、長い歴史に培われた日本の伝統と本物のよさが 世界的に評価されたものであり、これと同様に国内外で高い評価を得ている本市の特産品につ いても消費者が求める本物というアピールが必要であると考えております。本市の特産品につ きましては、行政報告で申し上げましたとおり、先月、農林水産省の地理的表示(G I)保護 制度に「大館とんぶり」が県内で初めて登録されました。「大館とんぶり」は、主に比内地域 で生産され、秋田の伝統野菜にも登録されている市の特産品の一つでありますが、現在、トン ブリを生産する農家は11戸とピーク時の1割にも満たない状況となっております。特産品とし て後世に伝えていくためには、生産農家の所得向上、担い手の確保と育成が課題であると認識 しており、JAあきた北やとんぶり生産組合と連携しながら産地の維持・拡大などに取り組む 必要があると考えております。また、大館曲げわっぱは、昭和55年10月に国の伝統的工芸品に 指定されており、大館曲げわっぱ協同組合では各種展示会やイベント、体験工房を通じて需要 拡大に取り組んでいるところであります。近年、大館曲げわっぱの需要が拡大し、供給が追い つかない状況が続いている中で、本物とは品質が全く違う曲げわっぱ風の弁当箱が出回ってお ります。市では、市内の曲げわっぱ製造者に対し、伝統工芸品大館曲げわっぱの商標登録マー クを表示するよう働きかけているところであり、弾力に富み、真っすぐで優美な木目を生かし た大館曲げわっぱの伝統を守っていかなければならないと考えております。大館曲げわっぱと いう物づくりの文化を支える意味において、先日大館曲げわっぱを東京駅の貴賓室に贈呈しま したが、物づくりの文化を守るためにこうした物語を発信していく必要があると考えておりま す。また、本場大館きりたんぽについては、平成27年9月に地域ブランドの育成・強化を図り 地域雇用の増大や地域経済の循環につなげることを目的として、ふるさと名物応援宣言をした ところであります。本場大館きりたんぽ協会では、きりたんぽ製造業者に対し協会認証マーク を発行するなど本場大館きりたんぽの伝統の味を守り続けております。阿部議員御指摘のとお り、本市の特産品のまがい物が流通することは大館のイメージや消費者の信頼を著しく損なう ものであり、ひいては生産者へ多大な影響を与えるものであると認識しておりますので、行政 と生産者が連携して大館ブランドの確立に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

- ○9番(阿部文男君) 議長、9番。
- ○議長(佐藤久勝君) 9番。
- ○9番(阿部文男君) 非常に前向きで温かい答弁であり感謝申し上げますが、一つだけお願いがあります。3月18日に開催された歴史まちづくりシンポジウムにおいて葛西弘前市長が、まちづ

くりは住民・市民を巻き込まなければ成功しないと言われておりました。そのようなことをよく考えて、これからも市民の声を大事にしながら進めていってほしいと願っております。答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長(佐藤久勝君) 次に、小棚木政之君の一般質問を許します。

[10番 小棚木政之君 登壇](拍手)

○10番(小棚木政之君) 平成会の小棚木政之です。いつも5つ以上の一般質問を行いますが、 きょうは1点だけ質問いたします。ややもすると軽んじられかねないテーマと思いましたので、 あえて一つに絞った私の危機感を感じていただきたいと思います。

質問は、桜のてんぐ巣病の対策を官民挙げて取り組むべき。桂城公園だけでなく、長根山運 動公園、長木川の土手など、市管理の有無を問わず、てんぐ巣病と思われる状態が広がってお り、大館から桜がなくなるおそれがある。今こそ官民挙げて「桜保全プロジェクト」を立ち上 げ、後世に春の高揚感を伝えられるようにするとともに、弘前・角館と並ぶ桜の名所化に取り 組むべきというものであります。人の気持ちは移ろいやすいものです。真冬には雪寄せに難儀 し何とかしてほしいと嘆くものの、雪が解け春めくと冬のことは忘れ誰も数カ月前の苦労や改 善方を口にしなくなります。そして、そうしているうちに冬がまためぐってきて同じように嘆 くのであります。今回、市内の桜の惨状を見て、市の各部署に現状の認識と対策の確認を行い ました。また今般、大館市観光協会から対策方について市長への要望書と議会への請願書が提 出されましたが、桜のことを気にかけるのは残念ながら雪と同じでありましょう。開花時期に は毎年、猫もしゃくしも「桜はまだか」と騒ぐ割には、花が散ってしまうと桜のことなど忘れ てしまいます。季節感がはっきりしていることで、私たちは平凡な日常の中にも楽しみを見出 し、生活や人生を豊かにすることができます。特に、長く雪と鉛色の雲に覆われた季節をいや が応にも味わわなければならない私たち雪国に暮らす者にとっては、春の訪れは何にもかえが たい喜びであり、その喜びをともに分かち合えるのは桜の開花ではないかと思います。転勤族 の方は「なぜこちらの人が春だ、桜だと騒ぐのかが1年住んでみてわかった」とおっしゃいま す。ずっと暮らしている私たちは春の訪れも桜の開花にもなれてしまい、感動や自然に対する 感謝が薄れてしまっているのかもしれません。かつてと言ってもつい最近のことでありますが、 「水と空気はただ」という時代がありました。今では水が売られているのは当たり前、部屋の 中の空気を清浄化する高価な機械を買うのもぜいたくとは言えなくなりました。それと同じよ うに春がめぐり、桜が咲くのは当たり前と思っていないでしょうか。これは誰かを非難してい るわけではなく本来のあるべき自然なことでありますが、病気になった痛々しい桜を見るにつ け、私は認識を変える必要があると強く感じたのであります。近年、桂城公園の桜の花のつき 方が悪い、原因は花芽をウソという鳥が食べているためだという報道が数年前にありました。 うそのような話だと思いましたが、最初は「そうなのか」と信じていました。その後も芳しく

ない年があり、うそも方便なのではないかと思うようになってきました。このままウソのせい にしておけばいずれ真実になってしまうのかもしれませんが、本当に桂城公園の桜だけ選んで 食べているものか、もしうそならウソに申しわけないのではないかと思いました。いつも長木 川の両岸の桜の開花ぶりに目を細め東大橋から市役所に向かうとき、桂城公園の桜がわあっと 咲いているのを見るのが楽しみなのですが、ことしも桂城公園の北側の桜がどうも暗いのです。 公園内を歩いてみてもお堀側の桜は咲いているものの、花のつき具合が悪い。そんなこともあ り桜まつりの人出が年々減少しているように思え、出店者の皆さんの商売も上がったりだろう と心苦しく思いました。担当課に連絡すると「ことしは寒かったですからね」と言うのです。 確かに春から低温傾向が続く天候のような気がしておりましたが、同時期に市内のほかの桜は きれいに咲いておりましたので、私はうそではなく認識不足、現状把握と対策がされていない ものだと直感いたしました。さらに観察すると花のつきが悪い桜の木は、花も葉も一切ない枯 れた枝をつけていることがわかりました。そして、これから開こうとしている芽を開いてみた のですが、花がなく葉しかありませんでした。こうしたことをさまざまな方に話をすると、複 数の方から「あれは、てんぐ巣病だ」という声を聞き、今さらながらてんぐ巣病とはどういう ものか調べてみました。また、桜が枯れる原因も同時に調べました。桜が枯れる主な原因とし ては、タフリナ菌というカビの一種によって起こる伝染病である「さくらてんぐ巣病」、土壌 生息細菌による「根頭がんしゅ病」、カビ菌による「せん孔褐斑病」、カイガラムシが原因と 思われる「こうやく病」、近年話題になったマイマイガなどの蛾やアブラムシなどによる食 害・寄生のほか、ソメイヨシノは人工的に開発された種であることに由来する寿命60年説など、 多々あることがわかりました。ただ、寿命説には異論もあり、植えてから40年もたつと名所に なるため、人間が根元を踏むために樹勢を衰えさせているという話がありました。同時期に市 内の桜が多く咲く場所を見て回ったところ、確かにてんぐ巣病と思われる鳥が巣でも組んだか のように細かい枝が繁茂しているのを多く観察できました。現在、市内の桜が密集している場 所は、桂城公園・岩神貯水池付近・長根山運動公園・長木川の土手・樹海ドームパークセンタ 一・墓地・学校・道路など数多くあり、その管理は市だけではありませんが、公のもので市管 理のものであっても、その所管は都市計画課・スポーツ課・観光課・土木課・各学校など多岐 にわたり、それぞれの担当に聞いても「数年前に剪定した」「予算がない」と個々に委ねられ ておりました。今回の質問では素人判断でとりあえず、てんぐ巣病としましたが、実際にはほ かの病気なのかもしれません。いずれにしても病気の状態は拡散しており、当然ながら民有地 の桜にもそうしたものが見られます。中には樹海ドームパークセンター前の桜並木のように枯 れた枝もなく、その咲き具合がすばらしいものがあり、管理をしている樹海ドームの担当者の 話では「ドームができてからこの桜は絶対に枯らしてはならないと引き継がれており、毎年剪 定や薬品の塗布などをしている」ということでありました。結局のところ手間暇かけた管理が 重要だということであります。今回の事例がてんぐ巣病だとしたら枝の剪定のタイミングと切

った後の枝の処理なども重要なようです。原因となるカビの胞子が飛び散ることを防ぐ必要が あるからです。私が話をした担当の中にはそうした知識を持たず、ただ切ればよいという人も ありましたので、まずは樹木医など専門家の診断とそうした方からの対処法を学ぶ必要がある と思います。桜では全国一と言っても過言ではない弘前市や、全国屈指の名所である角館を有 する仙北市とも福原市長になってからはとてもよい関係が構築できていますが、桜の管理につ いても教えを請うことで桜による物語で3つの町をつなぐプロジェクトにしてもよいのではな いでしょうか。幸いにして全国から桜を見るための観光客を集める弘前や角館とは開花時期が 微妙にずれていますからいきなり大館が桜で一番にならずとも、弘前・角館のフォロー的な位 置づけで売り込むこともできるのではないでしょうか。先ほどからも述べておりますように、 市管理の場所だけではなく、その被害は広範にわたっているため、さまざまな機関や市民にま で呼びかけて桜を保全する協議会、またはプロジェクトを立ち上げ、数年がかりで対処すべき だと思いますが、いかがでしょうか。官民挙げて、全市挙げてということで担当課によっては 既に腰が引けてしまっている向きもあるようですが、桜が多い場所は限定的であり、すぐには 病原菌が飛散することも考えにくいので、まずはモデル地区を決めて取りかかってもよいので はないかと思います。また先ほど、阿部議員から介護保険の今後についての質問がありました が、介護保険では総合事業の完全スタートが目前に迫っています。介護のお世話にならないた めの予防には社会的な活動が効果的とされていますので、市民参加の仕方や財源についても柔 軟に検討してみてはいかがでしょうか。桜が枯れても市民生活に影響はほとんどないのかもし れませんが、心理的な打撃ははかり知れないものがあると思います。こうしたことは失ってか ら気がつくことも多いと思いますが、取り返しがつかなくなる前にぜひ行動に移していただき たいと切に願うものであります。福原市政も3年目に入りましたが、多くの市民が市長のリー ダーシップと各担当部署の頑張りによって、大館の観光シーンが活気づいていると感じている と思います。弘前や仙北などとの交流もこれまで頭に思い描けた人はいたかもしれませんが、 誰も実現できなかったことが現実のものになった。大きな評価に値すると思います。しかしそ の反面、市の内側はどうでしょうか。観光客を満足させられるだけのものを構築できているの か。今できていないとしてもこの先はあるのかと問われたとき、私は声を大にしてイエスと言 えませんし、市民の中にも同じように感じている方はいらっしゃると思います。観光振興は産 業にできてこそ意味があります。たくさんのイベントを行い幾らPRできたとしても通過点で は意味がありませんし、最終的に利益を地元に落としてもらい、事業として回る仕組みまで持 っていかなければ市民生活に負担を強いることにもなりかねません。大館市民がみずからの町 の営みや風景に自信と誇りを持ち、外からのお客様もそれに同意できるレベルまで高める必要 があります。桜も満足に管理できない町に誰が来るというのでしょうか。私は今回の質問に当 たり現場の声を聞いて少しがっかりしました。皆、自分の所管のことばかりで横に連携を図っ て頑張ろうという声を上げないばかりか、仮に全庁横断的なプロジェクトをつくるにしても主

管はどの課が担うべきかで足踏みをして声を上げないのです。なぜ「私たちの課でやります」 と言えないのか。こうしたあしき文化は市役所に限ったことではなく大館に蔓延しているもの だと思います。聞くところによると仕事をどんどん持ってきたり、新しい仕事をつくり出す福 原市長に対して「これ以上仕事をふやさないでくれ」と何の臆面もなく話す幹部がいると聞い たことがあります。特に変わったこともせず、ただ定年を待つだけの職員は今の大館市には不 要です。やる気のない職員も不要です。面倒なことや大変なことを、過ぎるのをじっと待って いたり、前例踏襲したところで何も変わらないと思うのは大きな間違いで、何もしなければ知 らないうちに沈んでいくのだということに早く気づくべきです。動いていないように見える自 然も世の中も少しずつ動いていますので、こちらが何もしないということは相対的に後退する ということであります。今回の桜のことを通じて私は、大館市役所は縦の力には耐えられるが 横からの刺激には弱い組織だと感じました。部署を横断するような、横串を刺すような課題や テーマは、縦割りの組織にはさわりたくないものだと思いますが、今我々が直面している多く の課題のほとんどはそうしたものではないでしょうか。今回の質問は桜の保全に関することに とどまりません。福原市長、現場が縦割りになれて動けないでいるとすれば、その殻を破りも っとしなやかな動きにすることができるのは、選挙で選ばれた市長しかいないのです。市長の 強いリーダーシップのもと、大館の桜が末永く市民と訪れる人々に春の喜びを伝えられるよう 期待して質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) まず、質問に答える前に、市長として大館市役所という行政組織をい かにこれから変えていくのかということに関して、私の決意をお話しさせていただきたいと思 います。大館市議会議員として、市長として今、大館市役所になさなければならないもの、そ れはまさに小棚木議員が御指摘のとおり、縦と横の連携をさらに密にしていくことだと思いま す。「市長、食えればいい。余計なことはするな」と言った職員がいるのは間違いありません。 しかし、私はそこで口論はしませんでした。それはその人の考え方でありましょうし、私はそ れを否定するものではありません。私は、不祥事があるたびに市役所職員へ「大館市役所は大 館の未来をつくる組織だ。だからこそ、大館市職員であることに自信と誇り、そして矜持を持 ってほしい」という話をさせていただきました。特定の課、あるいは特定の部だけの働きでは、 ことしになってから県内初という評価をいただいているたくさんの事業が出ていますが、その ような成果は出せなかったと思います。しかし、まだ横串を刺すことに不得手な公務員組織で あることは、まず間違いありません。小棚木議員御指摘のとおり、そうしたことにきちんと言 論を張って言えるのは、選挙を通じて選ばれた市議会議員と市長の務めだと思います。それが 大館の未来に対する市長としての、そして市議会議員の責務でもあると考えております。今回 いただきました桜保全プロジェクトを通じて、また県内初のモデルとなるように、事業が務ま るように職員と一緒になって汗をかいていきたいと考えておりますので、まずこのことを御理

解いただきたいと思います。それでは、ただいまの小棚木議員の御質問にお答えいたします。

桜のてんぐ巣病の対策を官民挙げて取り組むべき。大館から桜がなくなるおそれがある。今 こそ官民挙げて「桜保全プロジェクト」を立ち上げ、後世に春の高揚感を伝えられるようにす るとともに、弘前・角館と並ぶ桜の名所化に取り組むべきについてであります。まずもって、 桜こそまさに私たちの母国である日本の魅力を象徴するものであることに、異論を挟む人はい ないと思います。国内外から毎年多くの観光客が弘前や角館の桜まつりに訪れているのは、ま さにその証左であります。本市の桜の状況につきましては、昨年においては桜の開花がすばら しく、これまでの手入れが功を奏したと喜んでいたところでありましたが、ことしは小棚木議 員御指摘のとおり、桂城公園を初めとする市内の桜の開花は芳しくありませんでした。これま では、気象条件や野鳥による食害、桜の木自体の樹勢の衰えなどが原因と考えておりましたが、 ことしは正確な原因を究明するために桂城公園と岩神ふれあいの森の桜については、今月中に 樹木医の診断を受ける予定としております。市内の主な桜の管理につきましては、桂城公園の 140本の桜については毎年剪定や施肥を行っているほか、桜の長寿命化を図るため一部土壌改 良を実施しており、今後も引き続き桜の生育環境改善を進めてまいります。長木川河川堤防沿 いの桜約270本については、状態を見きわめながら計画的に剪定等を行っております。森林公 園である岩神ふれあいの森の桜は、生育条件や雪害などが原因で減少し現在の本数は約3,600 本となっております。貯水池周囲の散策路の桜については、剪定や薬剤散布、枯れ木や雪害で 折れた枝の除去など維持管理に努めておりますが、本数も多いことから今後も年次計画を立て て保存に努めてまいります。このほか、アメシロ発生時には市全域の状況について情報を共有 し、一斉防除を実施してきたところであります。小棚木議員御提案の桜の名所化についてであ りますが、このテーマに関しましては、市議会議員を初め多くの皆様から市内の桜に関する御 指摘、あるいは御提案やアドバイスをいただいております。市では、全庁で情報を共有し共通 の認識で取り組む必要があるという考えのもと、庁内に横断的な検討委員会を立ち上げたいと 考えております。その中で市以外が管理している桜を含め、交流人口の拡大につながる観光的 な桜、歴史文化の観点から守るべき桜、街路樹として景観を形成する桜など、それぞれの特性 や目的に応じた管理ができるように検討を行いながら将来的に弘前や角館のような名所とする には、これからどのように取り組んでいかなければならないのかを研究してまいります。桜は 長期的な展望を見据えた管理が重要であると認識しております。先人が守り育てた貴重な財産 を未来につなぐためにも、桜を生かし観光客の誘客、あるいは住んでいる市民の皆様が憩いと 安らぎを感じられるまちづくりにつながるようなまちづくりを、長いスパンで行っていく必要 があると認識しております。3月に開催いたしました歴史まちづくりシンポジウムにおいても、 弘前市の葛西市長、仙北市の門脇市長から桜のことで困ったことがあればいつでも声をかけて くださいとのお話をいただいているところであります。また、ことしのチャレンジデーの対戦 相手であった北上市の髙橋市長と先週、東京で開催された全国市長会議の場で親しく懇談させ

ていただきましたが、弘前市や仙北市と同様に、桜についてはいつでも御連絡をくださいと快 諾いただいているところであります。実は、弘前市と仙北市と北上市は、いわゆるみちのく三 大桜の名所ということで常に関係性を持っております。こうしたみちのく三大名所の3つの市 と関係性を持てることは、大館市にとっても非常に有用なことだと考えております。弘前市・ 仙北市・北上市からも情報をいただきながら大館の桜のビジョンをできるだけ速やかにつくり 上げていきたいと考えておりますので、これからも御指導賜りますようお願い申し上げます。 以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(**降**壇)

- ○**10番(小棚木政之君)** 議長、10番。
- ○議長(佐藤久勝君) 10番。

○10番(小棚木政之君) まずは取り組んでいただけるということで感謝を申し上げたいと思 います。ただし、年次計画で進めるとか観光的な桜というキーワードが非常に引っかかりまし た。剪定や処理に関しては、状況的には年次計画もあろうかと思いますけれども、全市的に感 染が進んでいますので、まずはその実態把握と、年次計画はここをきちんとやるのだというこ とで、単純に数字を3つに割るようなことなくやっていただきたいと思います。また、観光的 な桜とおっしゃいましたが、観光のシーンが大分変わっております。いわゆるまち歩きという 観点で、1本の桜でも観光の資源となるのです。大館の町がいかに観光にたえられる美しい町 であるのか、そういった町をつくる必要があるということで観光的な桜というよりはエリアと か、桜のつながり具合や距離で判断していただいたほうがいいのではないかと思います。福原 市長の面目躍如と言いますか、ほかの町との連携が非常に進んでいるわけですけれども、意外 なところで隣の平川市は園芸の町として有名であります。私もそれを最近知ったのですが、盛 美園という立派で有名な庭園があります。なぜできたのかと地元の方に話を伺いました。盛美 園を所有している方はもともと大地主であったようで、その大地主の方が冷害や飢饉のとき、 小作農家の方たちにそこをさわらせることで給料を払える仕組みを考え、食べることに困らな いように庭園を持っているということでありました。いわゆる今でいえば失業対策です。別に 大地主のぜいたくな趣味で庭園をつくったのではないという話を聞き非常に感銘を受けました。 その方たちがベースになって、平川市は造園の町として非常に有名で、日本屈指の庭園として 有名であります金沢市の兼六園まで出かけていって今、仕事をされている方もいるとうかがっ ております。さらに、盛美園は釈迦内と関係が深い唐糸御前と非常に縁があるところだとうか がっております。大館市内には街路樹を初めいろいろな樹木がたくさんあるわけですけれども、 お世辞にもいい状態とは言えないと思います。せっかくそういった交流の御縁があるわけです から平川市にもぜひ教えを請うて、全体でそういったことを進めていってはどうかと思ってお ります。今、てんぐ巣病が問題だというお話をしましたが、こういったマイナスの課題を逆に そういった知恵で乗り越えることをやれば、プラスの物語づくりにつながると思いますので、 ぜひ、こういったチャンスを生かしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長(佐藤久勝君) 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時01分 再 開

○議長(佐藤久勝君) 次に、石垣博隆君の一般質問を許します。

[1番 石垣博隆君 登壇](拍手)

平成会の石垣博隆です。個人的なことではありますが、本日午前5時 ○ 1番(石垣博降君) 20分より大館市消防団第1方面隊として初の規律訓練がスタートいたしました。自分も一消防 団員としてこれから約1カ月半訓練を重ね、7月9日に比内地域で行われるお披露目と7月30 日に北秋田市合川で行われる大会に向け、選手はもちろん新たな第1方面隊団員一丸となり取 り組んでいきたいと思っております。残念ながら自分は選手ではありませんが、いつもの農作 業の朝とは違うすがすがしい気持ちできょう一日が始まりました。消防署員の皆様の御指導を よろしくお願いいたします。さて、話は変わりますがこの週末は、はちくんランドやONSE Nガストロノミー、田代名産たけのこ祭りなどのたくさんのイベントが開かれました。この中 で、10日に行われたONSEN・ガストロノミーウォーキングinハチ公の里大館温泉郷に、 実行委員会のメンバーの一人としてかかわらせていただきました。当日は、市長、副市長を初 めとする市役所関係者にも多数御参加いただき、まことにありがとうございました。また、イ ベントとしては「大館温泉郷」ガストロノミーウォーキング実行委員会小松実行委員長を初め、 委員の皆様や観光課職員の御尽力で定員150名を大きく上回る200名を超える参加者を迎え入れ ることができました。朝から降り続いた雨も開始直前には快晴となり、旧小坂鉄道をスタート し大館駅前の御成座をゴールとした大館温泉郷をウオーキングしながら大館市の自然や町並み を楽しんでいただき、大館が誇る企業見学や食と食文化を知ってもらうという、すばらしいイ ベントとなりました。大館市としても大館ぐるみ温泉郷の名称で環境省から国民保養温泉地の 指定を受けた直後のイベントとなり、参加人数・内容ともに国民保養温泉地の認定に花を添え ることができたのではと考えております。実行委員会としても初の取り組みとなった今回、細 かな課題もありましたが来年への引き継ぎ案件とし、来年の開催を楽しみにさらに大館のすば らしさを市内外にPRしていきたいと誓い、平成29年度のONSENガストロノミーを終える ことができました。前段が長くなりましたが、今回の一般質問はこのようなイベントに関する 質問となります。それでは通告に従い質問に入ります。

(1)北東北&北海道グルメフェスタと肉の博覧会についてであります。3D連携事業の北東北 &北海道グルメフェスタと大館独自の肉の博覧会が同時に開催されました。新聞報道等で御存 じのとおり、5月5日、6日、7日の3日間で行われ、樹海ドームを会場としたイベントで過 去最高の13万8,000人の来場者となり、大盛況のイベントでした。ゴールデンウイークと桜の シーズンに合わせた初の大型イベントということで、食の祭典協議会や実行委員会、市当局としても不安と期待を抱えながら迎えた3日間だったと思います。結果は、さきに述べたように過去最高の来場者数となり、大きな成果となりました。実行委員会を初め関係者の皆様におかれましては大変お疲れさまでした。また、先月末に行われた食の祭典協議会と福原市長の懇談会では、協議会役員から率直な意見や各イベントに対する熱い思いを福原市長に直接伝えることができたこと、そして、福原市長の考えを直接聞き意見交換できたことですばらしい会になったと思います。こういった会を繰り返し、直接的に意見交換を行うことで協議会との調整や会員と市職員の意思疎通を図り、官民一体となったイベントづくりや観光振興をより進められると信じております。そこで、過去最高となった来場者数の中で、①市外からの来場者の割合とその流れはどうだったのかをお尋ねいたします。

次に、ゴールデンウイークの開催では、特に今年度に関しては国の交付金である3D連携交流拡大事業を活用したこともあったとは思いますが、準備から考えると行政的には年度をまたぐイベントとなりました。そのような中、特に予算的な問題で不都合や不便が生じたようです。また、大型連休中の開催ということで、実行委員会のメンバーに大きな負担もあったようです。そのようなことを考慮していただきたいという意見があり、来年度の開催に向けて課題もあるようです。もちろん、実行委員会や関係自治体との意見調整を重視することとなりますが、②大館市として来年度の広域連携イベントと肉の博覧会について、現段階での開催時期や考え方をお聞かせください。

(2)イベント以外での交流人口をどう取り込むかについてです。さきに述べたように、本場大館きりたんぽまつりを初め、大館市では近年数多くのイベントで来場者をふやしております。 来場者の増加はすばらしい結果であるとともに、大館市における経済効果は大きなものであると思います。また、広域連携もプラスされての効果は想像を上回る成果だと思います。その来場者、いわゆる交流人口をイベント以外での日々の観光にどうつなげていくのかが今後の観光振興に必要不可欠な取り組みになると思います。そこで、①イベント以外の観光者の現状をお伺いいたします。

次に、現在も広域連携で進めている観光振興ですが、地域連携DMO秋田犬ツーリズムや3 D連携による広域連携事業は、主にイベントの企画やマーケティング等がメーンであったよう に思います。今後、②イベント以外の観光客を取り込むための連携や誘導を促進する事業等へ の市長のお考えをお聞かせください。

質問は以上ですが、今回実行委員会のメンバーとして一つのイベントにかかわらせていただき、改めて数多くのイベントなどの集客事業、行事を取りまとめている各実行委員会組織や団体、企業の皆様、そして、市民として大館市のために御尽力いただいている関係者の皆様に敬意を表するとともに感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) 質問に答える前に、消防団の一員として精励されておられますことに 深く敬意を表するものであります。三浦消防長も何分新人でまだ不行き届きのところがござい ますので、大所高所からの御指導をどうかよろしくお願い申し上げます。それでは、ただいま の石垣議員の御質問にお答え申し上げます。まずもって、石垣議員におかれましては実行委員 会の一委員として、イベントの成功の実現に向け御尽力いただいておりますことに対しまして、深く感謝と御礼を申し上げます。

1点目、北東北&北海道グルメフェスタと肉の博覧会について。①市外からの来場者数の割 **合とその流れ、②来年度の開催に関する考え方、**この2点につきましては関連がありますので 一括してお答え申し上げます。おかげさまをもちまして、北東北&北海道グルメフェスタ20 17、第3回肉の博覧会inおおだてにつきましては、同時開催による相乗効果もあり、観光 イベントとしては過去最高となる13万8,000人の来場者でにぎわいました。市外からの来場者 数につきましては、有料駐車場を利用した車両のナンバープレートを精緻に調査したところ、 県内が54%、県外が46%となっており、とりわけ「青森」と「八戸」ナンバーが多く、全体の 32%を占めたところであります。ほぼ半数が県外であったことからニプロハチ公ドームにおけ る食のイベントは県外にも強く認知されたものと認識しておりますが、今後はインバウンドの 増加も図りながら交流人口の拡大に向け大館の食と観光をさらに充実させてまいりたいと考え ております。また、来年の開催につきましては、今回の結果をもとに関係自治体や食の祭典協 議会と協議し、早い時期に市の考えをお示ししたいと考えております。この点におきまして先 般、食の祭典協議会役員との意見交換会が行われ、石垣議員の同席も賜ったところであります が、私自身、有意義で得るものが非常に多かったです。特に、今回の成功の立て役者である実 行委員のかなめの皆様方は私たちと同じ世代で家庭を持っています。しかも、家族サービスを しなければならないゴールデンウイーク中の開催でありました。まさに今、国で議論されてい る働き方改革を含め、先ほど小棚木議員が御指摘された観光は産業化してこそ本物だというこ とは私も同じ思いです。弘前市の葛西市長、仙北市の門脇市長、函館市の工藤市長も全く同じ です。そういった仕組みをどうつくっていくべきか、それは大館単体ではだめで連携の中でこ そ初めて生きてくるということに対する認識を、役員の皆さんとは共有できたものと考えてお ります。こういったことをきちんと胸襟を開いて市と実行委員会が話していけることが何より も大切だと考えております。早い時期に改めて食の祭典協議会の皆様に市の考えをお示しした いと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2点目、イベント以外での交流人口をどう取り込むか。①大館市全体の観光者の現状(イベント以外)、②観光客を取り込むための連携や誘導を促進する事業等、この2点につきましても関連がありますので一括してお答え申し上げます。観光立国の実現はこの国日本の成長戦略の一つとして位置づけられております。少子高齢化時代のまさに地方創生における経済活性化

の切り札として、地域活性化や雇用機会の増大など国民経済のあらゆる領域にわたりその発展 に寄与するものとして期待されております。特に、インバウンド誘客による地域経済への効果 は、観光白書や県の観光統計などでも十分に立証されているところであります。人口減少社会 の中で「住む人口は減っても来る人口をふやす」というコンセプトのもと、本市が観光を基軸 とした交流人口・関係性人口の拡大に積極的に取り組んだのは2年前からであります。本市の 観光の現状を申し上げますと、観光入込客数は平成28年は約228万人となり、27年と比較する と40万人、21%の増加となっております。そのうち、観光イベントでの入込客数は69万人と推 計されております。約3分の1になります。また、28年の観光消費額は147億円と推計され、 27年推計と比較して8%増加しました。観光が地域経済にもたらす効果を最大限享受するため には、観光消費額が重要な数値として位置づけられますが、この数字を高めていくためには地 域に長く滞在していただく仕組みをつくることが最も効果的であります。アジアからの外国人 旅行客の平均滞在日数は5日ないし6日とされておりますが、こういった需要に対しまして狭 いエリア、あるいは点としての大館だけでの長期滞在は難しいと考えております。必然的に広 域連携が必要となります。ちなみに、欧米からの外国人旅行客になると7日、8日以上になり ます。実は、このような情報を下さるのは既に東北6県に匹敵するインバウンド数をたたき出 している函館市の工藤市長であります。はっきりと申し上げるのは、工藤市長が言う仙台イン 函館アウト、函館イン仙台アウトを見る中で、仙台市と札幌市は1泊の都市となっているそう です。海外のお客様にとって日本の都会は確かに魅力的ですが、1泊で十分なのだということ です。例えば、アジアからの外国人旅行客を5泊6日とすれば、残りの4泊あるいは5泊を青 森県・秋田県・岩手県でどのように回していくのか、周遊していただくのかを具体的に考える 必要があります。欧米人であればなおさらのことです。そのようなことを行政サイドできちん と認識していく必要があるのではないかと考えております。また先般、JRの関係者とジパン グ秋田犬号の見送りをしたときに聞いた重要な話を、ぜひこの場でお話しさせていただきたい と思います。JR秋田支社の上役の方でありましたが、五能線をつくり出したときの事例を引 き合いに出されました。例えば、年間30万人のお客様を連れてくるメニューをつくり実際に集 めるのは私たちがやりますとのことです。しかし、来ていただいた10万、30万人のお客様が本 当に五能線エリアを楽しんで、もう1回来てみたいというリピーターがふえなければ消費額は ふえませんので、それをやるのは地元の仕組みとそれにかかわる人たちの関係性とホスピタリ ティー、おもてなしの心と気持ちだとおっしゃっております。そういうものを仕掛けていける のは行政にしかできないのではないかという提案をいただきまして、私は非常に意を強くした ところであります。こういったことを踏まえながら秋田犬ツーリズムの取り組みや3D連携な ど、市町村の枠を超えた広域連携による観光推進に係る政策と関係性をさらに深化させるとと もに、一方では渋谷区との関係もより一層強めながら事業に取り組んでいきたいと考えており ます。これは大館のみならず周辺、あるいは秋田・北東北に渋谷区との関係性を還元するとい

う意味合いでございます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(佐藤久勝君) この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時24分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長(佐藤久勝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤芳忠君の一般質問を許します。

[27番 佐藤芳忠君 登壇] (拍手)

○27番(佐藤芳忠君) 無所属の佐藤芳忠です。

今から26年前の平成3年3月6日、政治活動・選挙運動のための組合と化した大館市役所 職員労働組合、通称大館市職労に対し、72人の市役所職員が選挙のための組合ではなく組合 員のための組合に戻ってほしいと要望書を提出しました。当時の市長は、大館市職労が次に 掲げるような選挙運動を行い応援し続けてきた市長であり、大館市職労にこのような要望書 を出すことは市長に反対することであり、非常に勇気が要ることでしたが、大館市職労の選 挙運動の余りのひどさから617人の職員のうち12%に当たる72人の市職員が立ち上がったもの です。その要望書の内容を御紹介します。「大館市役所職員労働組合に対する要望書、大館市 役所職員労働組合執行委員長殿、平成3年3月6日、大館市役所職員労働組合を憂える有志 一同、労働組合とは労働者の諸条件を維持・改善するための団体であり、政治活動・選挙運 動をするためのものではないはずです。しかしながら現在の大館市職労は組合員のための組 合という労働組合の本質を忘れ、選挙運動のための組合と化しております。組合の推す候補 者の勝利のため、組合の機関紙で組合員の家族を誹謗中傷するなど、選挙の勝利のためには 一組合員をも犠牲にすることさえいとわない今の状況を見るにつけ、今の大館市職労は、労 働組合としての本質を忘れ去っているとしか考えられません。大館市職労の選挙運動の実態 は、1. 大館市職労独自で、市長選対・県議選対を設置する。2. 市職員に対し後援会加入 カードの提出を要請し、市長後援会・県議後援会の加入運動を推し進める。3. 市長選・県 議選のため、市職員に知人や友人の紹介者運動を行い、勤務時間中に紹介者カードを各課に 配付し、紹介者カードの提出を要請する。4. 市長と県議候補者の後援会集会への参加を要 請する。5.市長選の特定の候補者のため、チラシ配布やポスター張りや電話戦術等への動 員を要請する。そのために年次休暇行使による選挙運動の動員を促す。 6. 以上の選挙運動 を強化するため、市長の裁量行為により、組合役員2名を選挙が行われる年の2月から3カ 月間休職させ選挙専従とするなど、いずれも要請とうたってはいるものの、現在の市政の置 かれている現状を鑑みるに、組合員は紹介者カードの提出、チラシ配り、ポスター張り、電

話戦術への動員を断り切れない状況にあります。これらの選挙運動を市役所組合員に要請す ることは、半強制的なもので断り切れない状況にあるのです。市職員は市民の公僕であり、 特定の政党、特定の候補者のための選挙運動員ではありません。現在、チラシ配り、ポスタ 一張り、電話戦術、紹介者カードの提出等の各種選挙運動の動員に対して、私たち組合員は その対応に苦慮しております。私たち大館市役所職員労働組合を憂える一同は、私たちの市 職労に対して、現在のような選挙のための組合ではなく、組合員のための組合という労働組 合本来の姿に戻ってほしいと要望するものです」以上が要望書の内容です。特に、市長選と **県議選の選挙運動のために市職員2名を3カ月間休職させ選挙専従にしていたことについて** は、信じられないでしょうが本当のことなのです。年次休暇をとらされて、大館市職労が用 意した車に乗せられ市内の各地区に運ばれての選挙ビラ配り、紹介者カードの提出、市役所 敷地内にある組合会館に引かれた十数台の電話からの電話かけなどの事前運動・選挙運動は、 私を初め、今この議場にいる旧大館市の職員全員が経験していることです。この72人の要望 書に対し大館市職労は「1.選挙闘争・運動は、労働組合活動として正当な活動である。2. 市職労組合員の諸条件の維持・改善のため、選挙闘争・運動は必要不可欠な活動である。3. 今後も市職労組合員に対し、組合員としての義務を果たし、選挙闘争・運動への協力を求め る」という回答、つまり選挙運動はやめないし市職員へも選挙運動への協力を求め続けてい くとの回答でした。大館市職労に選挙運動をやめてほしいとの要望書を出してから24年後、 2015年11月6日に開催された2016年度の大館市職労定期大会のスローガンは「社会民主主義 を中核とする政治勢力の裾野をさらに広げるため、Y氏の必勝とともに、第24回参議院議員 選挙闘争に勝利しよう」でした。そして、2016年度の大館市職労の運動方針は、国内外の情 勢として「戦後70年に際して、安倍内閣は歴史を塗りかえるような談話をまとめるなど、そ の談話に多くの国が懸念を表しています。日中関係に関しては、経済大国中国という現実を 直視し、従来の対米従属外交にとどまらず、中国を初めアジア近隣諸国と真摯に向き合い、 戦略的かつ徹底的な対話をベースに良好な関係を構築していくことが必要です。戦後レジー ムからの脱却を目指す安倍政権は、一強多弱の政治情勢のもと、戦争のできる国づくり政策 を推し進めてきました。2015年5月、第189回国会に安全保障関連法案を提出し、7月には衆 議院で強行採決しました。このことは国民の声を全く無視した行いで、民主主義に対する暴 挙であり断じて許されるものではありません。今後は廃止法案の制定や違憲訴訟などにより、 この安保法制を発動させない取り組みが求められます。安倍首相は民意を反映しない強硬な 政治を推進し、政治はより一層右傾化を強めています。政権に批判的な報道を行ったメディ アに政治が介入する姿は、戦前の言論統制をほうふつさせるものであり、教科書検定では、 従軍慰安婦、強制連行、南京大虐殺などの言葉が削除され、日本政府が米国の世界史教科書 の従軍慰安婦の記述を書きかえるよう迫ったことに対しては、世界の歴史研究者などから反 発を招いています。民主党は政権の座を失って以降、野党第一党とはいったものの支持率は

大きく低下し、依然として国民の信頼を取り戻せていません。それは反安倍の世論が多いに もかかわらず、民主党は期待されている政策や行動を十分に展開できていないという問題が あります。反戦・平和、民主主義を守る社会民主主義勢力の結集を、社民党を中心に進め、 真に安倍政権に対峙できる政治勢力として、さらに拡大していかなければなりません」とし ています。そして政治活動については、政治活動の推進として「格差社会の拡大を広げる新 自由主義的保守勢力に対抗するため、労働者・市民に依拠した社会民主主義勢力の裾野を拡 大し、支持協力関係にある社会民主党と連携した政治活動を推進する」。組織活動については、 組織強化の闘いとして「市役所各課の分会体制の強化を図るとともに、市職員の活動家の育 成に取り組む。市職員への教育宣伝活動を強化し機関紙の定期発行を継続する。組織内議員 の擁立拡大に取り組む」。社会民主主義勢力の拡大については、政治闘争の強化として「日本 の戦争責任を明確にし、安全保障関連法制の撤廃に向けた運動に連携し、社会民主主義勢力 拡大に向けた政治闘争を進める」。そして選挙については、政治闘争の推進として「これまで どおり、支持協力関係にある社会民主党と連携した政治活動を推進する。具体的には、第24 回参議院選挙について、参議院議員選挙闘争方針に従い、社民党推薦候補Y氏の必勝に向け、 総合選挙対策委員会を設置し取り組んでいく」としています。信じられないでしょうが、こ れが労働組合法が適用されない市役所の職員団体、大館市職労の2016年度の運動方針なので す。このように大館市職労の運動方針は「選挙闘争・選挙運動は労働組合活動として正当な 活動であり、必要不可欠な活動であり、市職員に対し選挙闘争・選挙運動への協力を求め る」という平成3年当時と何ら変わっていないのです。公務員は全体の奉仕者であって一部 の奉仕者でないため、一部の政党や政治的団体に偏ることなく、国民全体の奉仕者として、 その職務の遂行に当たらなければならないものです。地方公務員法第36条では「職員は特定 の政党や政治的団体、特定の内閣や地方公共団体の執行機関を支持または反対する目的を持 って、公の選挙または投票において、特定の人または事件を支持または反対する目的を持っ て投票をするように、またはしないように勧誘運動をするなどの政治的行為をしてはならな い」と定めています。また、何人も政治的行為を行うよう職員に求め、職員を唆し、もしく はあおってはならないとも定めています。先ほど述べた大館市職労の選挙運動方針「社会民 主党と連携した政治活動を推進する。社会民主主義勢力拡大に向けた政治闘争を進める。活 動家の育成に取り組む。組織内議員の擁立拡大に取り組む。参議院議員選挙闘争方針に従い、 社民党推薦候補の必勝に向け総合選挙対策委員会を設置し取り組んでいく」などは、明らか に政治的行為であり市職員を唆しあおっているものですが、地方公務員法第36条の規定は、 消防職員や公営企業職員を除く一般職員個人を対象としたもので職員団体は対象としていな いことと、職員団体は職員の勤務条件の維持改善以外に、政治的目的等の活動もできるため、 大館市職労がこのような政治的行為をしても地方公務員法違反にはならないのです。しかし、 地方公務員法第36条が職員団体の政治的行為は制限しないとはいえ、当市の職員団体、大館

市職労の政治的行為・選挙闘争には目に余るものがあります。そこでお伺いします。市職員の政治活動と選挙闘争について。①大館市職労の選挙闘争方針に従い、一般職の市職員が選挙で特定の人に投票をするように勧誘運動などの政治的行為「年休を取っての選挙のビラ配りやポスター張り、友人知人への紹介者カード・後援会加入申込書への記入依頼や選挙期間中の電話での投票依頼など」をすることが、地方公務員法第36条に違反するか否かについてお伺いします。

次に、地方公務員法第28条では、刑事事件に関し起訴された場合は免職、禁固以上の刑に 処せられた場合は失職すると定められています。また、第29条では地方公務員法に基づく条 例や規則や規程に違反した場合、また地方公務員法第36条や公職選挙法第136条など全体の奉 仕者たるにふさわしくない非行のあった場合は、懲戒処分として戒告・減給・停職または免 職の処分をすると定められています。また、公職選挙法では規定に違反した者は懲役もしく は禁固または罰金に処すると定められています。そこでお伺いします。②市職員が選挙にお いて勧誘運動などの政治的行為を行い、地方公務員法第28条や第29条や公職選挙法に違反し た場合の市の懲戒処分についてお伺いします。

最後に、市は職員の政治的行為や選挙運動を防ぐため、各種選挙の際に注意を促す通知を 出していますが、2015年4月の統一地方選挙の際も2016年7月の24回参議院選挙の際も、選 挙の1カ月ほど前に、たった1回しか通知を出していません。それに対し大館市職労は、 2016年7月の24回参議院選挙の際は特定の候補者を応援しようと呼びかける機関紙や選挙ビ ラを選挙9カ月前の2015年10月から選挙1カ月前の2016年6月まで20枚も職員に配付してい ます。そしてその20枚全てに候補者の写真と名前・選挙公約・国会報告・組織で応援・選挙 勝利に全力などの文言が書かれています。つまり市が通知を出す9カ月も前から大館市職労 は参議院議員選挙闘争方針に従い推薦候補の必勝に向け、分会体制の強化を図り、活動家の 育成に取り組み、教育宣伝活動を強化するために機関紙や選挙ビラを出し続けているのです。 2016年7月の参議院選挙の際に、市は6月初旬に選挙運動禁止の通知を出しましたが、大館 市職労は6月中旬に「7月10日に投開票が行われる参議院選挙について、大館市職労では比 例区はY氏を推薦決定していたが、秋田県小選挙区についてはM氏を推薦決定した。我々の 労働条件を維持していくためにも、反自民党政権の姿勢で参議院選挙へ取り組んでいく。組 合員の御理解御協力をお願いする」との選挙への協力を求める機関紙を職員に配付しました。 市が政治的行為や選挙運動を防ぐための通知を職員に出した直後に、このような機関紙を職 員に配付するということは、市の通知を否定するものであり市の通知が全く意味をなしてい ないことをあらわしています。市職員が大館市職労の機関紙に従い選挙にかかわれば、選挙 運動で身分を失うことにもなりかねないものです。私は後輩の市職員に職を失ってほしくは ありません。ですから市は、職員が選挙運動で身分を失うことがないように、政治的行為の 内容や地方公務員法や公職選挙法に違反した場合の懲戒処分の内容を職員に周知する必要が

あると考えます。そのためには、大館市職労が選挙関係の機関紙を配付したときから市も毎 月通知を出すとともに、部課長からも口頭で強く注意指導させなくてはならないと考えます。 そこでお伺いします。③市職員の政治的行為や選挙運動を防ぐための対策「通知回数と内容 の改善及び部課長の指導等」についてお伺いします。

次に、市の見込みでさえ、毎年1,200~1,600万円の赤字を出し続ける「ハチ公の駅」事業。 20年で3億円超もの累積赤字に市はどのように対応するのかについてお伺いします。4月27 日の北鹿新聞に、市当局は31年度オープンのハチ公の駅の基本設計がまとまり、総事業費が 3,500万円ふえて8億9,400万円になったことを総務財政常任委員会に報告したとの記事が載 っていました。基本設計の内容は28年11月の計画と同じく大正時代の渋谷駅をまねたもので、 市当局は「大きく目立つ建物のため、JR大館駅からは実際以上に近く見えるのではない か」とか、「ハチ公の駅の正面玄関前にハチ公の新たな銅像を設置するが、制作費用などは寄 附を募っていくことも検討する」と説明したとのことです。この記事を読み、私は大きい建 物で駅から近く見えるから観光客が来るのか、すぐそばに歴史あるハチ公像があるのに、ど うして新しいハチ公像をつくる必要があるのかと思いました。私が3月議会で指摘したよう に、ハチ公の駅事業・あきた未来づくりプロジェクト事業は規模を縮小しなければ、市の見 込みでさえ毎年1,230~1,630万円もの赤字を出し続けます。しかし、市は赤字になることが わかっていながら3億5,000万円から5億6,500万円へと1.6倍にも膨れ上がったハチ公の駅の 面積も建築費も減らそうともせず、大館駅とハチ公の駅のすぐそばに公衆トイレをつくるよ うな無駄をやめようともせず、基本設計をまとめたとのことです。基本設計の内容を見てみ ると、物産館と観光案内所は28年11月の計画と同じですが、たった6カ月で有料ミュージア ムは展示コーナーに変わり、シアターと秋田大触れ合いコーナーは「もふもふハウス」に変 わり、倉庫がフォトスタジオに変わっています。このように事業内容が変われば、施設運営 費と施設利用収入も変わるはずですから市当局にその見込みを聞いたところ、ハチ公の駅の 委託料など運営費については28年11月の計画と同じで、今後、再雇用や地域おこし協力隊の 活用などによる経費節減を観光課と考えていくが、委託料は条例制定後の30年度でなくては 決まらないとのことでした。収益の基礎である有料ミュージアムなどの事業内容を変えたと いうことは、施設利用収入が変わるということです。普通なら変わった収入に合わせて支出 を考えますが、市は支出・委託料が未定のまま基本計画をまとめたとのことです。普通では 考えられないことです。つまり、今回の基本設計は収支を全く考えていない計画、採算を度 外視した計画ということです。大館市の財政は非常に厳しい状況にあります。歳入について は市税や地方交付税など一般財源が減少し、歳出については公債費や市立病院への多額の繰 出金や現在計画中の普通建設事業の投資的経費の増加などにより、収入は減るのに支出はふ えるという厳しい状況にあります。そのため、大館市中期財政計画では、公共施設の効率的 な維持管理と経費節減を含む構造改革を喫緊の課題としています。しかし、ハチ公の駅事業

については例外で、効率的な維持管理などは考えもせず、経費を節減するどころか計画を変更するたびに事業費をふやし続けています。ハチ公の駅事業、あきた未来づくりプロジェクト事業予算は、1年前の28年3月が5億7,500万円、7月が7億2,000万円、11月が8億5,900万円、そして29年4月が8億9,400万円と、たった1年で3億1,900万円もふえています。28年11月時点の市の見込みでは、ハチ公の駅などの施設運営費支出は年間2,810万円です。収入はハチ公の駅の有料見学者数が2万人の場合は1,180万円の収入で維持管理費は1,630万円の赤字、3万人の場合は1,580万円の収入で維持管理費は1,230万円の赤字とのことです。このように9億円ものお金を出しながら毎年赤字を出し続けるような事業は、民間企業なら決してやりません。幾ら赤字を出しても潰れない市役所だからこのような事業を行うことができるのです。そこでお伺いします。20年で3億円超もの累積赤字に市はどのように対応するのでしょうか。以上です。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、市職員の政治活動と選挙闘争について。①市職員が選挙で勧誘運動などの政治的行 為をすることが、地方公務員法第36条に違反するか否かについて、②市職員が選挙において勧 誘運動などの政治的行為を行い、地方公務員法や公職選挙法に違反した場合の市の懲戒処分に ついて、③市職員の政治的行為や選挙運動を防ぐための対策について、この3点につきまして は、市長として関連があると捉えておりますので、一括してお答え申し上げたいと思います。 まず、職員の政治的行為については佐藤議員御指摘のとおり、地方公務員法において全体の奉 仕者、いわゆる公僕――パブリックサーバントとしての性格や行政の安定性の確立、職員の政 治的影響からの保護などの観点から公務員制度の理念の一つである政治的中立性を確保するこ とを目的として、一定の制限を課しているところであります。規定では、地方公営企業職員及 び消防を含む現業職員を除く一般職員が対象となっており、政治的目的を持ってする政治的行 為などを制限の対象としているものであります。一方、公職選挙法では、選挙管理委員会の職 員や徴税吏員についても特定公務員として一切の選挙運動を禁じており、その他の職員につい ても、その地位を利用した選挙運動を禁止しているところであります。公職選挙法では職員団 体の政治的行為につきましては、特定の政党などを支持、あるいは公の選挙等で特定の人を支 持する目的で投票をするよう勧誘活動をすることに関して制限は設けられておらず、あくまで 職員個々の活動が制限の対象となるものでありますが、例えば、選挙運動として職員団体内部 にとどまらず、不特定多数の一般市民を対象として組織的・計画的に特定の人に投票するよう 促す行為は、この規定に抵触するものと考えております。次に、違反した場合の処分について でありますが、地方公務員法に違反した場合は刑罰の規定はありません。懲戒処分のみとなり ますが、公職選挙法に違反した場合は刑罰が科せられることとなります。これにより禁固刑以 上となった場合は地方公務員法の規定にある欠格条項により失職となり、その他については人 事院の指針や判例等も参考に、その違反内容に応じた懲戒処分を科すこととなります。市長として市職員の政治活動において最も重要なのは、公僕――パブリックサーバントとして市民の皆様に政治的中立性が損なわれていると思われるような誤解を招かないことが肝要であると考えております。佐藤議員御指摘のとおり、市職員を保護する観点からも周知あるいは管理職からの指導を検討してまいりますので、ぜひ御理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目、市の見込みでさえ、毎年1,200~1,600万円の赤字を出し続けるハチ公の駅事業。20 年で3億円超もの累積赤字に市はどう対応するのかについてであります。市では、国や県の広 域観光に向けた動きに合わせ、3D連携に代表される南北軸と東西軸の連携による観光地域づ くりを推進し、交流人口や関係性人口の拡大に取り組んでおり、そうした中で国が進めている 広域周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」に本市が組み込まれるよう、取り組みを進 めているところであります。本市がその広域観光周遊ルートの一部に組み込まれ、秋田県の北 の玄関口として観光客をお迎えするためには、大館駅前の再生がぜひとも必要であり、その中 核となるのが大館駅、そしてハチ公の駅であると考えております。さきの議員全員協議会でお 示しした中において、単年度収支では赤字も見込まれるところでありますが、ぜひ佐藤議員に おかれましては、この支出の面だけではなく市の財政出動による経済波及効果にも視点を持っ ていただきたいと思います。シムズ理論という経済学上の理論がございます。行政部門の財政 出動により経済活動の潤滑剤的な効果を果たすこと、つまりこの経済波及効果で民間部門から の税収を増加させ、行政部門の財政の健全化を図るという理論であります。この理論に立ち、 一定程度の投資は必要であると認識しております。また、数字で示される経済波及効果だけで はなく、さきの阿部議員や石垣議員の質問にもお答えしたとおり、本市に交流人口あるいは関 係性人口をもたらすパートナーと組んでいくというソフト面での波及効果もぜひ御理解いただ きたいと思います。このような投資については、本市の観光振興という大きな観点に立った議 論が必要であると考えております。さきに策定した観光基本計画では、平成35年の観光入込客 数を250万人、その経済波及効果を278億円と設定しております。さきの石垣議員の質問にもお 答えしたとおり、平成28年度においては観光入込客数が目標の250万人に対して228万人、経済 波及効果が目標の278億円に対して147億円という状況であります。この目標の達成にも重要な 役割を果たすのがハチ公の駅だと考えております。駅前地区が大館の核となるエリアであり、 そして駅前地区こそふるさと秋田の北の玄関口という広い視点に立ち、持続可能な町として未 来に輝いていくことができる大館市をつくっていくための積極的な投資として、ハチ公の駅は 建設していかなければならないものと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

- **○27番(佐藤芳忠君)** 議長、27番。
- ○議長(佐藤久勝君) 27番。
- ○27番(佐藤芳忠君) 一問一答でお願いします。1点目の市職員の政治活動と選挙闘争につ

いて、今から26年前、私が職員であったころも選挙の前には公務員は選挙運動が禁止されており、管理職は職員が選挙運動しないよう指導監督することという通知が出されていました。しかし、その通知にはビラ配りやポスター張りや紹介者カードの一般市民へのお願いが禁止事項であるということと、それに違反して公職選挙法で処分されれば免職するということが書かれていなかったため、私を初めこの場にいる旧大館市役所の職員は選挙運動の怖さを知らずにビラ配りやポスター張りや紹介者カード配りをお願いしていました。今、市長は選挙のビラ配りやポスター張りや紹介者カードのお願い等について、それが一般市民に対して行えば地方公務員法に違反し、懲戒処分を受けるとお答えになりました。ですから私は、その内容を市職員が選挙運動で身分を失わないように、通知には禁止事項の内容を具体的に書いていただきたい。そして、禁固以上の刑を受ければ免職になると書いていただきたい。そうしないと選挙運動の怖さを知らない今の若手の職員はビラ配りを平気で行い、一般市民への紹介者カードのお願いをやりかねないのです。ですから何とか職員が首にならないように、そのような通知と部課長からの指導監督をよろしくお願いいたします。そして最後にお願いですが、職員の通知につきましては、最低でも選挙の半年前から毎月1回は出していただきたいと思います。その点も検討をお願いします。

- ○市長(福原淳嗣君) 議長。
- ○議長(佐藤久勝君) 市長。
- ○市長(福原淳嗣君) ただいまの佐藤議員の再質問にお答えします。お答えする前に、実は佐藤議員からの市職員の政治活動と選挙闘争についての質問要旨をいただいたときに、私は市長としてというよりも政治家として、なぜこのような質問を市職員OBの佐藤議員がされるのだろうと感じました。しかし、先ほどの質問を聞いて市職員の保護ということを明確にうたったときに、私はすとんと納得いたしました。今の再質問に関しましても、先ほどの一般質問でもお答えしましたとおり、一番大切なのは地方公務員である市役所職員は市民の皆様に仕える公僕──パブリックサーバントだということであります。そのような意味において、政治的中立性が損なわれていると市民の皆様に思われるということは、市民と大館市役所という行政組織体の信頼関係を損ねるのだといういうことを自覚した上で、佐藤議員御提案のとおり部課長からの指導をきちんとするように検討してまいりたいと考えておりますので、どうか御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- **○27番(佐藤芳忠君)** 議長、27番。
- ○議長(佐藤久勝君) 27番。
- ○27番(佐藤芳忠君) 2点目のハチ公の駅事業について、非常に丁寧な回答をいただきましたが、はっきりお答えいただけなかったので再びお伺いします。市長は3月定例会で、規模を縮小すべきとの私の質問に対し、今後計画される中で削減しなければならないものが出てきた場合は政策的な判断をするとおっしゃいましたが、今回の基本設計は駅の規模も運営費も28年

11月の計画と同じです。市の試算でさえも年に1,200~1,600万円、20年で3億円超の赤字が出るということです。そして、赤字を減らすためには基本設計の段階で規模を縮小しないとだめなわけです。基本設計の規模のまま実施設計を発注してしまうと、もう設計のやり直しはできないので赤字を減らすこともできないということです。ですから29年度、実施設計を発注する前に、収入に見合った規模に駅の建築規模や内容などを大幅に変えなくてはならないと私は考えますがいかがでしょうか。

- ○市長(福原淳嗣君) 議長。
- ○議長(佐藤久勝君) 市長。
- ○市長(福原淳嗣君) ただいまの佐藤議員の再質問にお答えいたします。まずハチ公の駅事業について3月定例会での佐藤議員の御指摘の点に関しては、政策的に必要でないと私が判断したものに関してはカットするという方向は今もって変わってはおりません。ただし、先ほど申し上げましたとおりハチ公の駅をつくるということを含めて、大館市役所が今いろいろな関係団体との関係性をさらに深めている状況にあります。それらを踏まえますと、ハチ公の駅をつくることを通じて今までになかった関係団体、あるいは行政・民間セクターとのつながりを持ち得るのであれば、私は市長として先ほどのシムズ理論が示すとおり投資をするという判断をしたいと考えているところであります。その中のいろいろな展示あるいはメニューに関しましては佐藤議員から御指導を賜りたいと考えておりますので、これからも引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。
- **○27番(佐藤芳忠君)** 議長、27番。
- ○議長(佐藤久勝君) 27番。
- ○27番(佐藤芳忠君) そのように褒められると、それに逆らうのがつらいような気持ちになってきましたけれども、まず私は市長が函館・角館など幅広い市町村間交流をなされていることについてはすばらしいと思います。そしてまた、観光についてのシムズ理論という考え方もすばらしいと思います。ただし、赤字が出て、どうしようもなくなってしまえば大変なことになります。大館市の財政は非常に厳しい状況にあるということは市長も御承知だと思います。先ほど質問でも言いましたが、公共施設等総合管理計画で将来的な財政負担を軽減するために公共施設の維持管理費を削減するとしているのに、赤字を出し続けるハチ公の駅については赤字を減らさないというのでは、幾らシムズ理論であっても筋が通らないと考えます。 3 億円もの赤字というのは市長が背負うのでも市議会議員が背負うのでもありません。市民が背負います。私はハチ公の駅に対する考え方には反対してしません。ただ、今の規模のままやれば、間違いなく20年で3億円の赤字になって青森のアウガ、福島やほかの東北6県の駅前開発ビルのようにみんなだめになってしまいます。借金だけが残ってしまいます。だから借金を残さないように、今、実施設計発注前・入札前にそれこそ政策的な判断をしていただきたいということです。

- ○市長(福原淳嗣君) 議長。
- ○議長(佐藤久勝君) 市長。

○市長(福原淳嗣君) ただいまの佐藤議員の再々質問にお答えします。午前中の阿部議員の質問にもお答えしましたが、政府が掲げている骨太方針2017にも官と民の連携がうたわれています。そして、このハチ公の駅事業に関してはプラットホーム的な事業だと捉えていただきたいと市当局として説明申し上げているところです。官と民の連携とプラットホーム的役割を果たす施設、つまり、投資を促す最低限のものを官である行政が準備し、そして展開した後には民にきちんと稼いでもらうというきっかけをつくるのがハチ公の駅事業であります。そうすることが行政部門の財政出動を通して民間部門からの税収を増加させ、行政部門の財政規律に貢献していくというシムズ理論にもかなっていると考えておりますので、投資の判断をさせていただきたいと考えております。どうか御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤久勝君) 次に、田村儀光君の一般質問を許します。

[12番 田村儀光君 登壇] (拍手)

○12番(田村儀光君) 平成会の田村儀光です。通告に従って質問させていただきます。

1点目、**歴史的風致維持向上計画について**。まずは認定おめでとうございます。この間、市 長室へお邪魔したら真ん中に認定証が飾られておりまして、幾らか褒めてほしいということで したけれども、そのときはそのまま帰ってきてしまいました。県内初、全国で60番目の認定、 本当におめでとうございます。振り返ってみると、就任後すぐにまちづくり課を設置して歴史 まちづくりに取り組んだわけです。当初の説明では認定まで最低でも2~3年はかかると言わ れておりましたが、それが何と1年半で認定されたということで、本当にすばらしい政治力だ と思います。今年度初めの職員への挨拶でも「ことしは政治力を持つ年に」と講話されている ようです。余り褒めるなと市民に言われておりますが、市長就任以来、歴史まちづくり事業の 県内初の認定、地域連携DMO・地方創生事業の取り組みなど、言えば切りがないほどすばら しい種をまいてきました。まちづくりは種が芽を出しましたが、そのほかにもいろいろなこと が芽を吹き出し、つぼみになり、花を咲かせようとしています。既に五分咲きになっている事 業もあるのではないかと思っています。質問ですが、歴史的風致維持向上計画の①認定後の取 り組みが本当に重要と考えています。計画では22事業を予定しているようですが、今後どのよ **うに事業を進めていくのか。具体的に示していただきたい**。恥ずかしい話で私は今まで勉強し ていなかったのですが、認定をいただいて改めて議員全員協議会で説明された最終計画案を見 て勉強させていただいております。まだ勉強の途中で立派な質問はできませんが、22事業の内 容を見ると何年か前から行っている継続事業が10事業、29年度からの計画が5事業、30年度か らの計画が7事業あります。今後、どこからどのように行うのでしょうか。新聞報道では、国 の交付金を受けて進めていくということですけれども、私はわかりませんし、市民にも内容が 全然見えていません。この事業の国の交付金について、これから国に計画を上げてから予算がつくのか、それとも事業を行えば幾らでも交付されるのか。後者の場合、29年度分が4月に交付されたと仮定してそれから3カ月たっていますが、どのような形で国の交付金をもらっているのかもわかりません。つまり、この事業は計画ありきでどんどん進めていって、それに対して交付金をいただけるのでしょうか。それとも、先ほど言いました継続事業、市単独で今までやってきた事業が10事業ありますし、29年度からの計画も5事業ありますが、この計画をさらに詳しく国に上げてから交付金をいただき、それで初めて実行するのでしょうか。このような点がよくわからないので教えていただきたいと思います。

②計画認定を受け、市民と語る会を開催すべきと思うが市長の考えはについてです。今までは市長がいろいろ種をまいてきましたが、市民からは「何もわからない。福原市長は若いし一生懸命働いてくれるが何をやっているのか」という声があり、今行っていることを市民に説明し、常日ごろ「市民と協働で大館を変えていく」と市長が言っていることを伝えるべきだとして去年、市民と語る会を田代地域で1回開催していただきました。ありがとうございました。今、歴史的風致維持向上計画が認定を受けたことについて、再出発の意味を込めて、再度、市民と語る会を当局側が日程を組んで定期的に行うべきではないでしょうか。計画認定を受け、この事業の内容をどのように行うのかということや、今まで種をまいて芽が出て五分咲きぐらいになっている事業の説明など、今こそ知らしめるためにはちょうどいいところです。2~3日前も言われましたけれども、いまだに「福原市長はどうか」という声があるということは十分に認知されていないということです。私も説明に疲れるくらいで「まだもう少し待ってほしい」の一点張りで「一生懸命やっているのだから必ず大館は変わる」と皆さんには説明しております。ぜひ、当局で計画を組んで市民と語る会を早期に開いていただきたいと思います。市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

2点目、都市計画税の廃止についてです。都市計画税といえば10年前のことをきのうのことのように思い出します。合併した当時、旧比内町・旧田代町では都市計画税という言葉すら知られていませんでした。残念なことに亡くなられた桜庭成久元議員の、その当時の3月定例会での一般質問を聞いて「ひどい、こんな不公平な税金を取って、不平等にもほどがある」と思いました。旧田代町には関係がなかったのですが、一部の人にこのような税金が課税されていることを調べ、当時、課税していたのは大館市と由利本荘市だけだということもわかり、それではだめだということを私も委員会で前市長に言ったことがあります。そのときの前市長の答弁が「廃止も含めて検討していく」ということでしたけれども、あれから10年です。依然として税金を取られている地域の人たちは、本当に人がいいのか10年もよく我慢していたと思います。去年、再び都市計画税の廃止について質問をし、早速、福原市長は検討委員会を設けてくださり、このたびの検討委員会では「廃止すべき」として答申されましたが、市長の考えは廃止するのかどうか。即答できたら答弁してもらいたいと思います。前市長は1億5,000万円の

財源が欲しいという話しぶりでありましたけれども、これはもう10年もたっていますし、不平等で不公平なこの税金は廃止すべきだということで質問しました。何とかその方向で進めてもらいたいと思います。結論をいつ出すのか、市長の現在のお考えを聞かせていただきたいと思います。

3点目、統合医療について。これについては毎回質問したいと思っております。①幸福の根 本は健康だと思いますが、統合医療について市長にもっと関心を持ってもらいたい。国会議員 **の勉強会にも参加してはどうか**についてであります。「幸せの基本は健康が第一」とは、ある カレンダーに書かれていた格言でしたけれども、まさにそのとおりだと思います。幾らお金や 財産があっても健康でなければ何にもなりません。健康で長生きするのが一番いいのです。毎 回のように統合医療について質問しておりますけれども、市長や病院事業管理者は、いまいち この言葉になじみがないのかどうも関心がないように見えます。前にも言ったとおり国会議員 155名でスタートした統合医療推進議員連盟が今では277名にふえ、先月、先々月も勉強会があ りまして、地方議員はオブザーバーで来てくださいということで、私も参加させていただいて おります。全国各地から地方議員が来て一生懸命勉強しているわけですけれども、勉強会は1 時間ぐらいで各省庁の課長からの現況を聞いて終わります。その後、懇談会が各地方議員も参 加して行われますが、地方からぜひ盛り上げていただきたいという話が国会議員からありまし たので、地方議員よりも市長に出席してもらったほうがいいと思いこの質問をしたわけです。 市長にもっと関心を持ってもらい、国会議員の勉強会にオブザーバーで参加してみてはどうか、 市長の素直な返答をいただきたいと思います。この間の勉強会での経済産業省の説明では、日 本の平均寿命は世界一になっているそうですが、平均寿命のほかに健康寿命というものがあり、 その差が10歳あるそうです。厚生労働省としても日本全体で医療費が40兆円、2025年には50兆 円になると見込んでいるようですので、平均寿命を延ばすこともいいと思いますが、健康寿命 を平均寿命と同じようにしなければいけない、医療費の削減につなげていきたいというのが多 くの国会議員の考え方です。また、統合医療について名前そのものを変えて進めていってはど うかという話も出ています。これから毎月のように勉強会を行うそうですが、市長にもっと関 心を持ってもらい勉強会に参加していただけたらと思います。その点の答弁をお聞きしたいと 思います。

②おおまちハチ公通りを歩行者天国にするなど、コミュニティー広場の設置を考えてはどうかについて、統合医療の会合で京都大学の先生が、これからの統合医療は医療兼まちづくりだという講話をされました。要は健康になるためにはどうすればよいか。今の日本を見ると余りにもひとり暮らしがふえて病院がたまり場のようになっています。午前中の一般質問で、阿部議員からの駅前を公園広場にしてはどうかという話と同じような趣旨になりますけれども、おおまちハチ公通りがシャッター商店街になっております。どの部分でもいいので通行どめにして、触れ合いの憩いの場にしてもらえば、大町商店街のためにもいいのではないかと思います。

この先生の話では、ドイツやフランスの町並みの現状を報告していましたけれども、私は大館でもできるのではないかと思いました。思い切っておおまちハチ公通りを年中通行どめとし、車が通れないようにして憩いの場所にしてはどうかという市民からの声もありました。しかし、通行どめにすると大変だと思うので、歩行者天国を考えてみてはどうでしょうか。やる価値はあると思います。年に2~3回でも土曜日・日曜日に歩行者天国をやってみて、散歩したり、コーヒーを飲んだり、秋田犬と触れ合える場所にすることは大館でもできるのではないでしょうか。市民の方も言っておりますが、やはり合併する前から特に私のような年代には大館というと大町通りや正札竹村というイメージが強く、愛着があります。それがシャッター商店街になり、寂れてどうしようもない。旧正札竹村を解体しようとしておりますけれども、そこに人が集まれるようにしてみてはどうかということで質問いたします。

4点目、鳥獣被害対策について。これは主に熊のことです。残念ながらことしも仙北市で熊による死者が出ておりますけれども、新聞報道でも熊の目撃情報が毎日出ています。猟友会の会員からの要請で、熊のおりが足りていないと聞いていますが現状はどうでしょうか。追加の予定はないのでしょうか。幸い、県でも今の6月補正予算で熊対策費を計上したと聞きました。内容は銃の弾を買う分や、猟友会員が少ないのでそれを育成するための資金だという話です。県に熊のおりの現状を話して、大館市のほうにもできれば回してもらえないか聞いてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)(降 壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) ただいまの田村議員の御質問にお答えいたします。

1点目、歴史的風致維持向上計画について。①認定後の取り組みが重要と考える。計画では22事業を予定しているようだが、今後どのように事業を進めていくのかについてであります。まず、歴史まちづくり法の認定は、今後10年間に進める事業計画も含めての認定であるということをぜひ御理解いただきたいと思います。その上で田村議員御指摘のとおり、本計画の認定はあくまでもスタートであり、これからのソフト・ハードへの取り組みが大切であると考えております。今後の歴史まちづくりの進め方につきましては、重点区域と重点区域以外の2つの地域に分けて御説明させていただきたいと思います。初めに、古くからの町割りが残る大館城跡周辺の重点区域については、国土交通省の街なみ環境整備事業を活用して歴史的建造物の保全や活用を推進し、魅力的な町並みの景観形成を図っていきたいと考えております。具体的には大館八幡神社や大館神明社などの歴史的風致形成建造物の補修や、桂城公園の再整備、近隣道路の美装化、史跡標柱の整備などを計画しております。次に、重点区域以外の地域については、ソフト事業への支援が手厚い文化庁の文化遺産総合活用推進事業や、本市の地域づくり協働推進支援事業を活用して、地域の史跡や伝統芸能などの有形・無形の文化芸術資源の継承や

担い手の育成、地域の振興を図っていきたいと考えております。具体的には郷土芸能の記録保存や活動支援のほか、歴史案内人の育成、歴史文化遺産活用推進員(ヘリテージマネージャー)の養成などを進め、重点区域のハード事業と合わせて10年間で22事業を確実に積み上げ、市民が誇り――シビックプライドを持てる大館のまちづくりを推進いたします。現在、歴史的風致形成建造物の所有者と相談しているところでありますが、関係する方々の総意を得ながら関連する予算を9月定例会で御審議していただきたいと考えているところであります。なお、国土交通省の支援制度については、今年度から活用できるよう準備を進めており、建物調査や用地測量、社殿改修の基本設計に着手できるよう努めてまいります。また、ソフト事業が中心となる文化庁の支援制度は、事業採択の条件が非常に厳しく、支援制度も毎年変化している状況に鑑み、年内に関係団体の方々と受け皿となる準備会を設立し、平成30年度の事業採択を目指していきます。

②計画認定を受け、市民と語る会を開催すべきと思うが市長の考えはについてであります。歴史まちづくりに関する意見交換会等につきましては、地区等の要望に応じて出前講座などにより対応させていただくこととし、今年度は具体的な整備内容について関係者や地域住民の皆様との懇談会を優先させていただき、整備計画の熟度が向上した段階において、公民館単位での地区座談会を開催し、市民の皆様の御意見を伺いたいと考えております。なお、本事業に関しましては、ことし10月、本市において羽州街道を基軸とした、とうほく街道会議や、浅利氏ゆかりの山梨県中央市の皆さんとともに公開研究会を開催して歴史や風土を学び、情報を発信する場を設けるほか、来年には第2回目の大館市歴史まちづくりシンポジウムの開催を検討しておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2点目、都市計画税の廃止について。検討委員会では「廃止すべき」として答申されたが市長の考えはについてであります。都市計画税はさまざまな都市計画事業に充てるための目的税であり、平成29年度予算では一般会計の街路築造事業等に約1億1,300万円を、都市計画事業特別会計の御成町南地区土地区画整理事業費に約3,600万円を充当することとしております。一方、課税の対象となるのは都市計画区域内の用途地域に所在する土地及び家屋の所有者で、約1万5,300人の市民の皆様に納税をお願いしております。田村議員御紹介のとおり、納税者の皆様の中には住環境整備のおくれへの不満や不公平感をお持ちの方がいること、また、用途地域に都市計画税を賦課しているため、用途地域見直しの足かせとなっているということも認識しております。27年9月定例会において田村議員から御提言をいただき、28年度に都市計画事業の負担のあり方を検討するため、外部の有識者や公募委員から成る大館市都市計画税検討委員会を立ち上げており、ことしの3月31日付で検討結果報告を受けたところであります。報告書では「目的税の趣旨に鑑み、また市民の不公平感の解消を図るためには、都市計画税は廃止するべき」と総括されており、特に「納税者が恩恵を感じられない」「納税者と非納税者で不公平感がある」「目的税としての主旨を逸脱していると思われる」などの意見が上げられており

ました。検討委員会でまとめた結果は、重要な判断材料として尊重されるべきであることから 都市計画税を廃止した場合の課題、影響等とその対応を慎重に検討した上で、早い時期に市長 として結論を出したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、統合医療についてであります。①幸福の根本は健康だと思うが、統合医療につい て市長にもっと関心を持ってもらいたい。国会議員の勉強会にも参加してみてはどうか、②お おまちハチ公通りを歩行者天国にするなど、コミュニティー広場の設置を考えてはどうかの2 点につきましては関連がございますので一括してお答え申し上げます。統合医療は近代西洋医 学と伝統医学・音楽療法・磁気療法などの相補・代替療法とを組み合わせて行う療法であり、 多種多様なものがあります。厚生労働省では、これらの療法の情報を広く発信するため、統合 医療の情報発信サイトで情報提供を行っているところであります。一方、田村議員御紹介の統 合医療推進議員連盟では、現行の保険医療と健康増進のためのあらゆる活動により健康長寿社 会の実現を目指し、勉強会等を行っているとうかがっております。これにはオブザーバーとし て私自身も参加できるようですので、今後の参加について検討してまいりたいと考えておりま す。また、健康長寿社会の実現のために、高齢者等が集うコミュニティー広場の設置という御 提言につきましては、現在、各地域で実施している高齢者交流、声かけ・見守りなどの暮らし を支える活動や、生きがい健康づくり支援事業などの活動を通じて、コミュニティーの場、い わゆる地域住民同士・市民同士のコミュニケーション、会話を生み出す場が確保されるよう支 援を行っていきたいと考えております。また、統合医療には温泉療法も含まれており、このた び市が国民保養温泉地大館ぐるみ温泉郷に指定されました。先日行われましたONSEN・ガ ストロノミーウォーキング i nハチ公の里大館温泉郷にも、多くの方々に参加していただいて おります。今後、温泉を活用した健康づくりに大いに弾みがつくものと期待しているところで あり、そのような流れとコミュニティー広場の設置をつなげる施策の展開を通じて、大館らし い健康長寿社会の土台をつくっていきたいと考えているところであります。また、田村議員か らお叱りをいただいたと解釈しておりますが、私は統合医療に実に関心がございます。決して 関心がないわけではありません。だからこそ、市長としてというよりも政治家として、ぜひこ の場をおかりしてお話をさせていただきたいことがあります。5月15日に国民保養温泉地の指 定式に出席してまいりました。この指定式の中で出席をした約100以上の首長の要望書を一つ に取りまとめる形で、関環境副大臣に要望書を提出いたしました。その要望書の中には、国民 保養温泉地の指定式であるにもかかわらず、温泉治療あるいはエビデンスという単語がたくさ ん使われておりました。また、田村議員から先般いただきました統合医療推進議員連盟の勉強 会の資料に目を通しましたところ、その勉強会のサポートをしているのは厚生労働省ではなく 経済産業省であり、しかも経済産業省が使っているのがヘルスケア産業という言葉であります。 統合医療に関して環境省は「温泉治療」という言葉を使い、経済産業省は「ヘルスケア産業」 という単語を使う。つまり「医療」という言葉を使わないことこそが厚生労働省等の為政局と

の調整に非常に難渋しているあらわれであると考えております。今後はさまざまな中央官庁の 調整を経て、このような考え方に一定の方向性がもたらされるものと考えております。まさに 国政的課題であり、一首長として研さんを深める意味でも勉強会等に関しまして大いに注目し ていきたいと思いますし、田村議員におかれましては今後とも引き続き統合医療推進議員連盟 の勉強会の資料を届けてくださいますよう、高い席からではありますがお願い申し上げたいと 思います。また、今のような話を部長会議で毎週しているのが今の大館市役所であります。た だ単に自分たちの課、自分たちが所管している法律・条例だけではなく、横串を通じ多様な観 点を持って政策を進めていく上で、それぞれの職員の負担を軽減させて、いかに有効に業務遂 行、パフォーマンス能力を高めていけるかということを部長たちはできますので、そのことも 含めて今後とも御指導をいただきたいと考えております。

4点目、鳥獣被害対策について。熊の目撃情報が出ている。熊のおりが足りていないと聞いているが現状はどうか。追加の予定はないのかに関してであります。5月27日に、仙北市においてツキノワグマによる死亡事故が発生したことから県は、ツキノワグマ出没に関する警報を発令しました。今年度、本市では熊による人身被害は発生しておりませんが、6月8日現在、既に32件の目撃情報があり、そのうち農作物被害は飼料食害の1件、農作物被害防止や人身被害防止対策として捕獲用のおりを設置しており、捕獲は3頭となっております。熊の目撃件数が多かった昨年度は191件の目撃情報があり、農作物被害は54件で39頭の熊を捕獲しております。現在、おりを9基保有しておりますが、出没が多い時期に要望に沿ったおりの設置ができないケースがあったため、今年度は1基を追加購入の予定でございます。状況によっては猟友会の御意見を伺いつつ、さらなる追加も検討してまいりたいと考えております。近年は時期や時間を問わず、また、住宅地近郊での目撃件数もふえるなど、出没に変化が見られることから猟友会や関係機関と連携して熊の出没傾向を見きわめ、市民の安全と安心の確保はもとより、農作物の被害防止対策に秋田県と連携を密にしながら取り組んでまいります。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

- ○12番(田村儀光君) 議長、12番。
- ○議長(佐藤久勝君) 12番。
- ○12番(田村儀光君) 再質問させていただきます。一問一答でお願いします。市民と語る会の答弁において、要望に沿って開催するということでありましたけれども、それではだめです。歴史まちづくり法の認定を受けて、今まで種をまいてきたことを今こそ市民に訴えて、市民と一緒になってまちづくりをやっていかなければならない。今の答弁でも歴史まちづくり法の今後の予定として9月定例会に関連予算を出すと言いましたが、私が一番聞きたいのは、地方創生交付金と同じように、認定後、このような事業をやりたいと計画書を出して、それから交付金をもらうのか。それとも22事業の実績に応じて国から交付金をもらえるのか。ソフトは10分の10、ハードは10分の5をもらえると聞いていますけれどもよくわからない。その点はどうな

のですか。

- ○市長(福原淳嗣君) 議長。
- ○議長(佐藤久勝君) 市長。
- ○市長(福原淳嗣君) ただいまの田村議員の再質問にお答えします。先ほどの一般質問でもお答え申し上げましたとおり、今回の認定は22の事業を含めた計画をしての認定でございますので、申請して交付金をもらうというものではありません。この22事業を進めていく中で一つ一つ国からチェックをいただきながら進めていく事業であります。その手続の議論もさることながら歴史まちづくり法に基づくまちづくりと、これまでのまちづくりの手法が決定的に違うのは、まず認定を得るまでは確かに市長のリーダーシップが必要でありますが、歴史まちづくりの主役は市長を初めとする行政ではありません。これまでの歴史と文化と伝統を培ってきた市民の皆様の生活の営み、それが文化・伝統・芸能であり、そのようなものをきちんとサポートしていく仕組みが必要であります。その仕組みをつくっていくためにも文化庁の事業にきちんと合致する受け皿組織をつくっていく準備があるということが、まさにソフトとハードの両面の取り組みであります。そして主役は行政ではなく、この大館の営み、暮らしを支えてきた市民の皆様であるがゆえに、どのようにすれば市民の皆様方が主役になるのか、進め方に留意していく必要があるまちづくりであることをぜひにとも御理解いただければ幸甚でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。
- **○12番(田村儀光君)** 議長、12番。
- ○議長(佐藤久勝君) 12番。
- ○12番(田村儀光君) よくわからないのですが、今こそ再出発の年ですから要望があってから市民と語る会を開くのではなく、ぜひ当局のほうで計画を組んでいただきたい。2年前を振り返ってみれば、まちづくり課を設置したときに、当時の名村総務部長に歴史まちづくりとは何かを聞いても「私もわからないです」という返事でした。しかし、市長は法律の内容を理解して、まちづくり課を設置した上で計画をつくり、2~3年かかるところを1年半で見事に認定を受けたわけですからとてもすばらしいことです。先ほども言ったように私もよくわからないので勉強しているところですけれども、市民は何をやるのかもっとわからないのです。それから2年が過ぎましたが、いろいろと種をまいて芽が出て地域連携DMOなど既に五分咲きになり、もう少しで満開になる事業もあります。そのような経緯も市民に説明する場を設けて、あちこちで開催してほしい。要望があれば行くのではなくて、そのような計画をぜひ積極的に組んでもらいたいと思いますがどうでしょうか。
- ○市長(福原淳嗣君) 議長。
- ○議長(佐藤久勝君) 市長。
- ○市長(福原淳嗣君) ただいまの田村議員の再質問にお答えいたします。田村議員御指摘のとおり、周知・PRは市の広報あるいはホームページを含め、さらに徹底させていただくこと

をお約束申し上げたいと思います。また、先ほどお答えさせていただいた通り、10月には国土 交通省と連携して羽州街道つながりでのとうほく街道会議と、いろいろと歴史でかかわってく る町との連携、公開研究会や発表会などをさらに充実させていただきますし、ぜひ田村議員に おかれましては、6月22日に開催されます浅利氏ゆかりの独鈷の歴史的風致をめぐるまち歩き にも御参加していただきますようお願い申し上げたいと思います。どうかよろしくお願いを申 し上げます。

- ○12番(田村儀光君) 議長、12番。
- ○議長(佐藤久勝君) 12番。
- ○12番(田村儀光君) 私からの要望として当局でぜひ計画を組んでもらいたいと思います。 本当にこの歴史まちづくりの計画書を見ると、職員の評価制度があるそうですけれども、関係 する人たちみんなにA評価を差し上げたいと思います。それだけのスピードで認定されたすば らしいものです。これをぜひ市民のみんなにもわかってもらいたい。そのためにも市民と語る 会の場を設けてもらいたいという要望ですので、市長も忙しいでしょうけれどもぜひ考えても らいたいと思います。それから気になったのが職員の問題です。小棚木議員の質問に対して、 縦のつながり横のつながりなどで「余り仕事を持ってくるな」と言った職員がいたのは事実だ ということで、それに対しては口論しなかったということですが、職員の歴史まちづくりに対 する認識度は職員全体の中でどの程度あると思っていますか。
- ○議長(佐藤久勝君) 12番。同一議題で3回目の再質問をしています。質問は再々質問までです。
- **○12番(田村儀光君)** 議長、12番。
- ○議長(佐藤久勝君) 12番。
- ○12番(田村儀光君) 質問を終わります。
- ○議長(佐藤久勝君) この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午後2時37分 休 憩

午後2時47分 再 開

○議長(佐藤久勝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 武田晋君の一般質問を許します。

〔3番 武田 晋君 登壇〕(拍手)

○3番(武田 晋君) 平成会の武田晋です。田村議員と質問の1点目、2点目が重複しますが、切り口は少し違いますのでその点をお許しいただきながら質問したいと思います。田村議員は少し切れ味がなかったので、特に2点目の都市計画税のところでは市長にもっとそれを上回る答弁をいただければと思います。

1点目、3月17日、約2年の歳月をかけて練り上げ策定された歴史的風致維持向上計画が国 から認定を受けました。3つの省庁にまたがる計画であり、担当者の粘り強い事業への取り組 み、情熱に敬意を表したいと思います。「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の 活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって 形成してきた良好な市街地の環境」、歴史まちづくり法の第1条にはこのように明記されてい ます。計画認定はこの事業の本格的始動を意味し、築き上げた計画をいかに現実の建物・道 路・町並みそして市民の心に色づけしていくか、これからが腕の見せどころかと思います。歴 史的風致維持向上計画認定後の取り組みとして、国交省の街並み環境整備事業の新規事業採択、 歴史的風致形成建造物の指定、支援制度の確立など待ったなしで実行すべき事項が続きます。 電線類の地中化・文化財建造物の整備・道路の美装化など、どちらかといえばハード面の整備 が注目されがちです。しかし、人々の生活や伝統的祭り、技術の継承に向けた担い手たちの積 極的参加など、人々の日常生活との接点がなければ生きた歴史まちづくり計画とは言えないは ずです。最終的にハード面だけが目立つ事業では仏つくって魂入れずとなってしまいます。受 け皿となる民間団体や教育委員会との連携、伝統技術・祭礼の継承、文化財・伝統的祭礼を活 用した観光振興・情報発信、シンポジウム等による市民啓発などソフト面とがっちり融合して こそ、芯のある歴史まちづくり事業になるものと確信します。**ハード面とソフト面の融合をこ** れからどのように展開するのかお聞きいたします。

2点目、**都市計画税の徴収について**、3月31日に大館市都市計画税検討委員会小笠原委員長 名で検討結果報告がなされました。検討委員会の意見総括として「目的税の趣旨に鑑み、また 市民の不公平感解消を図るためには、都市計画税は廃止すべきである」という内容でした。都 市計画税については私を含め過去何人かの議員が廃止すべきであると問うてきたのに対して、 目的税としての役割が終わっていないという理由で徴収を続けてきました。27年度実績で旧市 内と扇田地区合わせ1万5,400人、1億5,800万円の調定額です。財源としては非常に貴重であ るものの、都市計画税を財源とする事業のほとんどが終了し、ここ数年は償還金に充てられて おり、目的税としての趣旨を逸脱しているのが現実です。私の住む扇田地区でも平成20年から 都市計画税の徴収が始まりました。当初は比内公民館周辺の開発や、南扇田踏切の拡幅など目 に見えて変化があったため徴収やむなしの雰囲気があったものの、時の経過とともに、どこの 事業に使われている税金なのかと不平等感を口にする人が多くなっています。そもそも税金は 国民の三大義務、教育・勤労・納税の一つであり、納税者が納得する、しないにかかわらず納 め、多少は不満に感じながらもその義務を果たしています。しかし、**義務としての納税に不平** 等感が増幅したとき、徴収責任者としての市長のとる対応は、その目的税の廃止ではないかと 思われます。廃止による財源不足の問題が残るとしても、過去幾多の税収の浮き沈みを経験し てきた経緯を見るにつけ、十分に対処でき得るものと考えますがいかがでしょうか。

3点目、**監査委員を経験して考えること**です。2年前に監査委員に任命され、この2年間と

ても貴重な経験を積ませていただきました。一般会計と企業会計の例月審査は大館市全体の歳入・歳出の動向を知る上でとても勉強になりました。月末における現金保管状況中、その内訳において譲渡性預金(NCD)、長期債券の金額の変化にはとても興味が持てました。また、病院会計における繰入金の多い現状と経営改革プランの不安定さ、水道会計・工業用水道の安定経営と今後の事業との兼ね合い、病院会計が水道会計から毎年十数億円、一時借り入れしていることを初めて知りました。さて、定期監査留意指摘事項として毎回のごとく指摘される事項があります。①契約事務・業務委託等契約・備品購入において合い議がないという指摘です。会計管理者、契約検査課の合い議・押印がない事項が結構多いことに驚きます。口頭注意になれているのか反省を促したいと思います。口頭注意で効果がないときは文書で指摘しても構わないと思います。この件に対してどのような対策を講じているのか教えていただきたいと思います。

②印紙税の間違いが非常に多いことです。不課税の契約に200円や2,000円の印紙を貼付したり、2,000円の印紙を貼付すべき契約に200円の印紙を貼付したり、印紙税額200円のところに400円の印紙を貼付したりなど、とにかくさまざまな間違いがあります。印紙税法では課税物件の適用に関する物件名、定義の違いによりその運用金額が多岐にわたるため間違いやすいのは事実です。契約内容が何であるのかを見きわめ、課税標準金額を表から探せば間違わないはずです。一つの課に限らず、全ての課で印紙税の間違いがあります。自分の課だけの対応に終始し、間違いを全体共有していないのは残念なことです。印紙税の判断基準を徹底させるか、もしくは不安に思ったら監査事務局に問い合わせすることを義務づければ、間違いは減るはずです。また、それが契約先の貼付ミスであるならば、契約締結時に幾らの印紙を貼付すべきか教えてあげるのも親切な対応かと思います。今後どのような指導をしていくものか教えていただきたいと思います。

4点目、近年、鹿やイノシシ、熊など野生鳥獣による農産物被害、人的被害が全国各地で深刻化しています。昨年5月には鹿角市でタケノコとりの高齢者が相次いで熊に襲われ4人が死亡、3人が重軽傷を負う連続事故が発生し、世間に衝撃を与えました。ことしも県内で熊被害が相次いでおり、大館市でも熊の目撃情報が出始め、その対策が急がれています。地元紙によりますと、大館市鳥獣被害対策協議会は通常総会で熊とカラスのほかに猿を有害鳥獣に加え、追い払い活動などを実施することを決めたとありました。ニホンザルに関しては、大葛地区で十数年前から目撃情報があり、最近では農作物被害が指摘されています。地域住民に聞いたところ、猿の集団は二十数匹で群れをなし、ボスザルを中心に空き家を我が物顔に占領し、大谷集落から森合集落までほぼ大葛地区全域を縄張りとして活動しているようです。高齢女性が一人で畑仕事をしていると、すぐそばまで猿が近づいてきて収穫間近い農産物を我が物顔でかっさらっていくようです。特に子猿を連れていると、ボスザルが真っ赤な顔で威嚇し、恐怖さえ感じるといいます。大谷地区ではシイタケの新芽が根こそぎ被害に遭うという実害もあります。

二十数年前、旧八森町でニホンザルによる農作物被害の問題が起きていました。当時仕事で八森町に行くと、当たり前のように猿の姿を目の当たりにしました。町がとった対策として、電気柵の設置、猿追い上げボランティア、捕獲ニホンザルの奥山放獣でした。効果があったのは追い上げと奥山放獣だったそうです。大葛地区は御存じのように過疎化がハイスピードで進み、奥山から進出してきた猿が、荒廃した里山を経由しながら空き家を根城に民家のある場所まで難なく進出してきます。地域における被害の発生要因を把握した上で対策を施し、着実に実行していくために地域住民が一体となった、地域ぐるみによる被害対策として取り組むことが重要かと思います。幸いにも大葛地区は地域のまとまりが強いので、猿を追い出すのに今ならまだ遅くないと考えます。大葛地区で年々増加している猿をこれ以上ふやさないためにも対策を講じる必要があると思いますけれどもいかがでしょうか。

5点目、正月明けの出初式に始まり、我々議員宛てに当局主催行事への案内がたくさん届きます。私も特別な事情がない限り、市の行事を最優先に考え出席しています。さて、その市主催行事の進め方について、いつも気になっていることがあります。それは①来賓紹介の仕方です。国会議員・県議会議員が招待されている会の場合は一人一人紹介して結構だと思います。しかし、我々市議会議員が全員招待されているとき、延々と一人ずつ紹介しますが、あれは時間の無駄であり、会場に来ている市民には退屈な時間かと思います。特に成人式のとき、二十になった若者に議員一人一人を紹介して特別な意味があるのでしょうか。学校の恩師紹介時に一番声援が沸き、盛り上がるのは当然のことです。最近、小・中学校の入学式・卒業式、そして高校の入学式・卒業式では来賓紹介は一覧にして式次第の中に挟んでおり、来賓紹介の際には「来賓一覧をご覧ください」とアナウンスして終わります。来賓の議員が少ないときや小規模な会の場合には紹介するなど、ケース・バイ・ケースで方法を工夫してはいかがでしょうか。多くの議員の一致した意見かと思いますので早速次の公式行事から採用されたらいかがかと思います。

また、②来賓挨拶した方をすぐ次の来賓紹介で再度紹介するというのも不自然なやり方でやめたほうがよいと思います。これに関しては、言い方を工夫すれば対応できますので今後の進め方を期待いたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) ただいまの武田議員の御質問にお答えいたします。

1点目、歴史的風致維持向上計画認定後の方向性。ハード面とソフト面の融合をどのように図っていくのかについてであります。武田議員御指摘のとおり、私自身もソフト面が充実してこそハード整備が生かされるのであって、ソフト・ハード双方の融合が実りある歴史まちづくりにつながるものと考えているところであります。今後進めるソフト事業として、郷土芸能の記録保存と活動支援のほか、まち歩きマップの作成、趣のある風景や建造物のガイドブック作

成、歴史案内人の育成など市全域を対象として実施してまいります。また、これまで進めてま いりました地域づくり協働推進支援事業や小・中学校社会科副読本作成事業、天然記念物秋田 犬保存育成支援事業、伝統的工芸品大館曲げわっぱ活動支援事業を今後も継続するとともに、 歴史的風致をめぐるまち歩きや公開研究会など、歴史や文化を学ぶ取り組みを積み重ね、これ らソフト事業と、歴史的建造物の保全や城址公園周辺整備などのハード整備事業がしっかりと 融合していくよう施策を展開してまいります。また、ハード事業とソフト事業が密接に融合す るためには、文化財保護部門と観光部門、まちづくり部門が連携して事業を展開していくこと が非常に重要であります。大館市役所で申し上げるならば教育委員会・産業部・建設部の連携 であります。職員には、部署の枠を超えた取り組みを常に求めているところであります。そし て、国土交通省の組織の中になぜ観光庁があるのかということの意味合いや、日本遺産認定と いうインバウンドを見据えた施策を文化庁が打ち出している背景を、職員がきちんと認識し地 域のニーズを意識して職務に臨むよう指示しているところであります。武田議員におかれまし ては、本計画に掲げている扇田神明社をめぐる歴史的風致を守り育てる活動に御尽力いただい ていることへ深く敬意を表するとともに、歴史まちづくりがハードとソフトの両輪で確実に成 長・前進できるよう、市民や関係団体の協力を得ながら精励してまいりたいと考えております。 ぜひ引き続き御指導と御助言をお願い申し上げます。

2点目、都市計画税の徴収について。検討委員会の報告を尊重し、廃止に向かうべきにつ。 いてであります。有識者や公募委員などで組織した大館市都市計画税検討委員会は、平成28年 10月の第1回開催から計4回、都市計画事業の負担のあり方等について検討を重ね、ことし3 月31日付で検討結果報告をいただいたところであります。武田議員御指摘のとおり、都市計画 税の納税者の中には、その恩恵を感じられずに不満や不公平感をお持ちの方がいることは十分 に承知しており、また、用途地域の枠に都市計画税を賦課せざるを得ない現状が、用途地域見 直しの足かせとなっているということも認識しております。これらの課題に加えて、検討委員 会の報告には「目的税としての趣旨を逸脱していると思われる」「同一町内に負担する地域とし ない地域が存在している「納税者の期待する身近な生活環境整備に使用されていない等により 納税者の不公平感、不満が募る結果となっている」「県内の多くの市で課税していない」といっ た意見も上げられております。本市において都市計画税は昭和52年に火災復興を目的として課 税が始まりました。武田議員御紹介のとおり平成20年度からは比内まちづくり事業が継続中で あったことから比内地域の用途地域内も課税対象としました。今年度は、都市計画区域内の用 途地域に所在する土地及び家屋の所有者、約1万5,300人に課税しております。検討委員会に おける意見の総括内容は「目的税の趣旨に鑑み、また市民の不公平感の解消を図るためには、 都市計画税は廃止するべき」というものでありました。この結果は、大いに尊重されるべきで あります。今後は廃止した場合の課題や影響等、その対応をできるだけ早く検討した上で、早 い時期に市長として結論を出していきたいと考えておりますので、どうか御理解賜りますよう

お願い申し上げます。

3点目、監査委員を経験して考えること。①合い議がない指摘の多さへの対応についてであ ります。このたびの御質問につきましては市の行政事務の適正化に向けた貴重な御提言・アド バイスと受けとめており、武田議員のお心遣いに感謝申し上げます。議員御指摘のとおり、例 年の定期監査において、契約事務・交付金交付事務などで必要な合い議・合議(ごうぎ)がさ れていない決裁文書や、決裁権者の決裁が漏れている文書などが散見されると指摘されており ます。自治体の適切かつ公正な意思決定をする上で憂慮しなければならないことであると捉え ております。本市では、行政事務を迅速に処理し事務能率の向上を図るとともに、内部的責任 の範囲を明らかにするため事務決裁規程を整備しております。その中で決裁権者が的確な決裁 ができるよう、関係部課との協議・調整をする合議の規定を定めているところであり、合議を 含めた決裁手続において事務決裁規程を遵守することは、自治体の意思決定をする上での基本 事項であると考えております。監査委員は、自治体の公正かつ効率的な行財政運営をチェック するため地方自治法の規定により設置される特別な組織であり、その指摘・意見等は重く受け とめられなければならないものと考えております。また、先般成立いたしました改正地方自治 法にもこの点は高らかにうたわれているところであり、私も近いうちに総務省に赴きまして、 この点を勉強させていただきたいと考えているところであります。今回の御指摘を踏まえ、事 務決裁規程の遵守について全職員に対し、契約事務などが集中する年度当初のほか、定期的に 注意喚起をしてまいりたいと考えております。

②収入印紙の貼付間違いへの対応はについてであります。印紙税法では、印紙税の課税対象となる文書として20種類を挙げ、契約の内容や契約金額等に応じた印紙税額を定めており、課税文書を作成した者は適正な税額の収入印紙を貼付する必要があります。市が取り交わす契約で収入印紙の貼付を必要とするもののほとんどは請負に関する契約であり、通常は契約書を2部作成し双方が1部ずつ保有します。その際、地方公共団体は印紙税非課税であるため、市が作成し相手方が保有する契約書については収入印紙を貼付する必要はありませんが、相手方が課税対象者であれば、市が保有する契約書については相手方が費用を負担して収入印紙を貼付することとなります。議員御指摘の貼付間違いについては、印紙税が課税されない物品購入の契約書に収入印紙が貼付されていたものや、単純に印紙税額を間違ったもの、また、消費税抜きの金額でなく消費税込みの金額で計算したため高い収入印紙を貼付していたものなどであります。市では、これまでも収入印紙の適正な取り扱いについて文書で職員に周知してきたところでありますが、改めて今回、議員の御提言・アドバイスを参考にさせていただきながら印紙貼付の必要性や適正な金額の確認などについて注意喚起し、契約書作成の際には相手方に必要の有無や金額を教示するなどして、適正な運用を図ってまいりたいと考えております。

4点目、**野生鳥獣による被害について。大葛地区で増加する猿への対策は**についてであります。6月8日現在、本市におけるニホンザルの目撃情報は5件で、大葛地区ではそのうち2

件となっており、農作物被害は2件で、いずれも大葛地区でのシイタケや種芋の被害となっております。大葛地区では、昨年度以前も農作物被害が発生しており、深刻な事態となっているところであります。ニホンザルは群れを形成して行動する習性があることが知られており、実際の生息数はもっと多いものと考えております。大葛地域において、ことし1月に県が生息調査を実施したところ15頭の生息が報告されております。被害防止の対策としましては、電気柵の設置や捕殺がありますが、電気柵は設置箇所により効果に差があるとのことですので、市としましては、他の自治体の事例を参考に捕殺に力を入れていくこととしており、さらに地域住民ができる対策がないか、専門家を招いて講習会の開催を検討しているところであります。また、有害鳥獣の被害防止対策には猟友会の協力が必要不可欠であります。市では、引き続き猟友会に協力をお願いしていくとともに、連携体制の強化を図ってまいりたいと考えておりますが、猟友会では会員の減少や高齢化が進み、有害鳥獣駆除の対応が難しくなってきているほか、会の維持も懸念されているため、市としましては会員の減少を食いとめるための支援策として、新規会員の確保に向けた狩猟免許の取得に対する助成措置を検討してまいりたいと考えているところであります。どうか御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

5点目、市主催行事の進行方法に一言。①議員紹介は来賓一覧対応でよいのでは、②来賓挨 拶後の再度紹介は不必要ではについてであります。この2点につきましては関連がございます ので一括してお答え申し上げます。市が主催する各種行事において議員各位に御出席いただく ことは大変ありがたいことであり、これまでは来賓としてできる限り紹介させていただいてい るところであります。しかしながら武田議員御指摘のとおり、全ての議員に出席いただく行事 などでは相当の時間がかかってしまうこととなり、せっかくの紹介も他の出席者にその意が届 かないということにもなりかねないため、行事によっては一覧名簿などにかえることなどを検 討していきたいと考えております。また、挨拶を頂戴した後の再度の来賓紹介につきましても、 行事の進め方や流れを勘案しながら御本人に失礼のないよう、また、出席者に違和感を与えな いように配慮して対応していきたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(佐藤久勝君) 次に、中村弘美君の一般質問を許します。

[6番 中村弘美君 登壇](拍手)

○ **6番(中村弘美君)** 平成会の中村であります。一般質問初日の最後ですが、どうか12~13 分おつき合いください。

市長から本定例会の行政報告の中で**林業成長産業化地域創出モデル事業について**、大館・北 秋田地域が選定されたという説明がありました。全国的あるいは大館市においても戦後造林し た人工林の多くが伐採の時期を過ぎても消費に回らず、間伐をしても伐採された多くの木材は 山に捨てられたままという状況がこれまで長く続いておりました。しかし、近年になって森林

組合に委託した間伐により、生産者に少額ではあるがお金が残るという年が続いております。 多くは期待できないにしろ、少しは林業にも光が差してきたのかと個人的には思っている昨今 であります。日本は森林国でありながら一方では世界有数の木材輸入国であります。自国に多 くの森林を持ちながら価格の安い外材に依存し、しかも、違法伐採木材への対応が国際的にお くれていたと言われております。世界の潮流として違法伐採木材を規制する法律を持つ国が欧 米を中心にふえております。つまり、国外から木材を輸入するときに、そのトレーサビリティ ーを証明できないと持ち込めないようになっています。FSCやPEFCという森林認証を受 けていれば、その証明が楽になるので、そういう面から森林認証が世界的に広まっていると言 われております。世の中は、どんどんグローバル化が進んでおります。森林・林業の世界でも 木材がグローバル製品であることはもちろん、森林そのものも例えば地球温暖化防止や生物多 様性の保全にかかわるなど、世界的な視野からもその役割を考えなければならない時代になっ ています。日本の森林・林業や木材産業もグローバルな判断基準を満たすものにならないと、 地に足をつけたものにならず、消費者の信用が得られなくなるおそれがあります。本当の意味 で世界に通用する日本の森林・林業としていくこと、それを全世界にアピールしていくことが 必要で、それが森林国日本の責務だと言われております。森林認証制度は、そうしていくため の仕組みの一つだと言われております。2020年東京オリンピックでも、主会場となる新国立競 技場(木と緑のスタジアム)を初めとした施設で多くの国産材を使用することが決まっており ます。また、その木材は持続可能性に配慮した木材の調達基準によってFSC・PEFC・S GECなどの認証木材や、それに準ずるものとされています。今各地の森林を有する自治体で オリンピックに向けて森林認証に対して意欲的になっています。もちろん認証を取っても、そ れがそのままオリンピックでビジネスになるとは限らず、これを一つの契機として森林・林業 側や消費者側に森林認証への関心が広がり、結果としてそれが今後の地域林業の振興につなが っていくことが期待されているわけであります。大館北秋田地域構想では確実な資源循環に基 づく木材の自給率向上に寄与することを目的に、関連産業の生産量拡大や雇用拡大、それを可 能にするための需要創造や流通構造の革新を目指すとしております。地域林業の将来を見据え た大胆な構想と受けとめておりますが、構想ということで具体的な文言は見受けられません。 東京オリンピック需要に向けた現時点での取り組みや森林認証制度について市長の見解をお伺

いするものであります。

ことしは夏目漱石生誕150年。郷土の偉人狩野亨吉と漱石の交友に思いをいたし、大館がで **きることは何か**。どこかで聞いたことのあるようなフレーズでありますけれども、「坊っちゃ ん」や「吾輩は猫である」の作者が夏目漱石であることは子供でも知っております。「こゝろ」 「それから」「私の個人主義」などは高校の国語の教科書にも採用され、千円札の図柄にもおさ まった文豪、漱石は国民的作家であります。その漱石の葬式で友人代表として弔辞を納棺した 方がおりました。大館が生んだ偉人、狩野亨吉であります。残念なことに狩野亨吉は近代最高

の知識人でありながらそれほど知られているとは言えません。狩野亨吉は三ノ丸、現在の石田 ローズガーデンの地で生まれ、狩野良知の5番目の子として育ちました。3歳のときに戊辰戦 争で南部藩の侵入による難を避けるため、津軽を通って能代の親戚へ退避しております。亨吉 は自身のことをほとんど記録に残していませんが、この幼いときの津軽落ちの記憶を書きとど めています。一部御紹介します。「戊辰の乱、家族一度離散し、余は母に背負われ津軽に落ち 行き、遂に能代親戚水野氏に寓す。この間余は一箇の経験をなしたり。すなわち余は大館を落 ち行くときに母に負われたれば、何の異変ありとも思はざりしが、矢立峠を過ぎるころ余は何 んとなき恐怖して頻りに泣きければ、母はこれを推しつめんとて、あまり泣かばこの谷に捨て 行くべしといひたり。この時余は谷を見たり。其時の恐ろしさは余が経験の中にも最も恐ろし き事なりき」。このように亨吉はわずか3歳のときの体験を鮮明に記憶しており、この出来事 が深く心に刻み込まれたことをうかがわせます。残念なことに4歳で大館を出てからは戻るこ とはなかったのですが、大館が全国に誇れる偉人であります。亨吉は一家で秋田に移り住んだ 後、父親が内務省に出仕したため東京に居を移し、東大の数学科に進んだ後、哲学科にも学ん で2つの学位を持ちます。その東大在学中に夏目漱石が英文科に在籍していましたが、学生時 代には二人の間に交際はなかったようです。大学卒業後は同大学の大学院に進み、数学の研究 を続けました。大学院終了後は教職につき、第四高等学校教授、第五高等学校教授・教頭、第 一高等学校校長を経て、42歳で京都帝国大学初代文化大学長に任命されました。2年余りで退 官し、以後は要職の誘いも断り、書画の鑑定や研究に没頭し、論文の発表をしておりました。 その中に極めて重要な業績として位置づけられているのが安藤昌益の自然真営道の発見であり ます。また、その眼識で内藤湖南などすぐれた学者や学問を引き上げたと言われております。 亨吉が生涯かけて収集した古書類は、東北大学附属図書館に狩野文庫として約8万冊が収めら れており、個人の蔵書としては信じがたいほどの量であるといいます。すぐれた頭脳の持ち主 であったことは経歴からも理解できますが、亨吉はほとんど自分自身のことは書き残しており ません。そのため亨吉を知るには家族や友人など周囲の人たちの言葉を調べることが考えられ、 教職時代から親交があった夏目漱石は、それに触れる多くの手紙や談話を残していて読むこと ができます。漱石が亨吉に送った手紙は全部で74通あり、内容は事務的で短いものが多かった ようです。亨吉は必要なことしか書かず、自分で書かないということで漱石もそういう手紙に なったと思います。このことは亨吉の育ちにあるとも言われています。漱石の言行録によると 「狩野君は第一体があのとおりで頑健で、連日教授会を開いて、その後で3~4時間も事務を とってもびくともしない。これだけでも教授陣を圧するが、その上に狩野君は高等学校の科目 ほとんど何科でも担任教師に劣らぬ学力を持っている。だから教師たち一言もないよ」と亨吉 の頑丈さや事務能力、どの科目にも通じる博識ぶりを述べております。漱石は亨吉以外の人に 宛てた手紙の中で、22回も亨吉に触れていると言います。その中で野上豊一郎宛てのものには、 こう記されております。「京都には狩野という友人有之候。あれは学長なれども学長や教授、

博士よりも種類の違ふたエライ人に候。あの人に逢ふために候。わざわざ京へ参り候」、漱石 は亨吉を尊敬し、兄のごとく接しました。これだけの信頼に応えて、亨吉は冒頭で述べたよう に漱石との別れに友人代表として弔辞を納棺し、その後も「夏目君と私」「漱石と私」を発表 するなど漱石への深い思いを伝えております。伊豆の修善寺に夏目漱石の文学碑があります。 昭和初期に建立されたものですが、裏側には狩野亨吉の文が刻まれておりました。改めて二人 の交友の深さを感じました。知の巨人狩野亨吉と文豪夏目漱石。そして、門下生であるいわゆ る漱石山脈。毎週木曜日、即天去私漱石の山房には多くの門下生が居並んだといいます。それ を写したスケッチの1枚には小宮豊隆・阿部次郎・森田草平・寺田寅彦・鈴木三重吉・野上豊 一郎・安倍能成らの俊秀が描かれております。大館市立栗盛記念図書館の敷地内に、昭和36年 に狩野良知・亨吉父子の顕彰碑が建立されています。狩野親子顕彰碑です。その碑文は漱石山 脈の一人、安倍能成によって書かれたものであります。竹村吉右衛門さんは、この碑文を見て 心を動かされ、松下村塾の模築を考えたといいます。ことし、松下村塾も竹村家菩提寺である 一心院そばの栗盛記念図書館敷地に改築移転になりました。二重三重、人の縁の不思議さを感 じされられます。一人の人間としてスケールの大きさに驚かされる偉人が大館に生まれていた ことを知ると、大館をまた違った目で眺めることができるのではないだろうか。私は文化財保 護協会の会報や先人顕彰の会での清野宏隆先生の講話などで、亨吉と漱石の交友に触れさせて いただきました。そこには市民の姿もありましたけれども、これだけの人物にそれだけではも ったいない、何かできることはないだろうか。小・中学生、高校生から幅広く市民まで知って もらうことができないものか考えてみました。今の大館では子供時代にふるさとが生んだ偉人 に触れる機会があるだろうか。まずは子供からです。例えば現在、亨吉生家跡ではバラ祭りが 行われており、保育園児・幼稚園児、小・中学生など大勢来園すると思います。そこで、入り 口の門柱には狩野良知・亨吉生家跡と記されておりますが、残念ながら子供では全くわからな いわけであります。そこに、子供の目線で「かのうこうきちの生家」とひらがなの看板を立て る。看板には友達を思わせる亨吉と漱石のイラストを入れてもいいかもしれません。先生が簡 単にこのことをお話しするというのもどうでしょうか。また、漱石作品に限定しての読書感想 文コンクールを行う。課題は中学生は「坊っちゃん」、高校生・一般には「こゝろ」「それか ら」など。そして狩野亨吉と夏目漱石についての講演会・講話会など節目の年にふさわしい企 画が考えられると思うのです。福原市長並びに学校教育にかかわる部分もありますので高橋教 育長の思いあふれる答弁を期待して、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) ただいまの中村議員の御質問にお答えいたします。

1点目、林業成長産業化地域創出モデル事業について。東京オリンピック需要に向けた取り組みや森林認証制度について、市長の見解はについてであります。今年度、林野庁では次世代

林業基盤づくり交付金の新規事業として、林業成長産業化地域創出モデル事業を追加すること とし、地域構想の提案方式によりことしの1月に募集を開始しました。これに対し、広がりの ある一定の地域として取り組んでいくことを目指すため、本市・北秋田市及び上小阿仁村の2 市1村の連携により応募したところ、4月28日に全国で16カ所選定された地域の1つとして大 館北秋田地域が選定されたところであります。この地域選定を受ける過程で地域構想の作成や、 事業者の取りまとめに各市村の担当職員が奮闘し、3月末に林野庁で開催された最終選考では、 大学教授などの有識者で構成される選定委員会において、本市の若手職員2人が熱いプレゼン テーションを行ってまいりました。このような職員の活躍が選定に結びついたものと非常に市 長としてうれしく感じており、今後の取り組みについても期待を寄せているところであります。 大館北秋田地域構想については、そのキャッチフレーズとして「秋田スギのふるさと、ふたた び 産地の復活と森林資源循環」を掲げております。「ふたたび」という言葉にかけている 「復活」と「循環」がキーワードとなっておりますが、中村議員を初めとする市議会議員の皆 さまに、ぜひこのお話を申し上げたいと思います。キーワード1つ目の「復活」は、かつて豊 臣秀吉が伏見城築城の際に本市の長木地区で伐採された天然秋田杉を取り寄せた記録が残って いるように、昔から主要な産地として繁栄してきた地域としての復活を、2つ目の「循環」は、 杉の蓄積量日本一を誇る秋田県の中でも、特に充実している本地域の森林資源の最大活用と確 実な資源循環を図ることを意味しております。中村議員御質問の森林認証制度は、仕組みその ものが2つ目の「循環」というキーワードにまさに合致するものと考えており、大館北秋田地 域構想にも盛り込まれているところであります。オリンピック・パラリンピック大会では、 2010年のバンクーバー冬季大会から森林認証材が使用されるようになり、それ以降の大会関連 施設において、森林認証材の使用が慣例になりつつあります。東京オリンピック・パラリンピ ック競技大会組織委員会では、持続可能性に配慮した運営計画を策定し、組織委員会が調達す る物品等に使用される木材について、持続可能性に配慮した木材の調達基準を定めております。 森林認証材は調達基準の適合度が高いものとして認められており、東京オリンピック・パラリ ンピック大会の開催を契機として、全国各地で森林認証取得に向けた取り組みが進められてお ります。森林認証は2種類の認証があります。一つは森林の管理を審査するFM認証と、もう 一つは加工・流通過程を審査するCoC認証であります。その認証機関としてFSC・PEF C・SGECなどがあります。現在、市内では2つの経営体がCoC認証を取得しております が、FM認証は昨年度秋田県有林が取得したのみであり、今後は秋田杉のブランド力に加え、 持続可能な林業を目指すことが大切であると考えております。大館北秋田地域構想の中でも重 点プロジェクトとして位置づけられている連携市村での森林認証取得と、東京オリンピック・ パラリンピック大会での木材提供に向けた取り組みはもちろんのこと、大会終了後に県産材の 価値が見直されることによる需要拡大も視野に入れつつ、地域構想の参画者である素材生産業 者や製材加工業者などの関連事業者と連携し、林業を軸とした地域産業の成長を目指していき

たいと考えております。大館北秋田地域が選定を受け、光が差し込んできた林業に対して、地 元の森林所有者が誇りと自信を持てるように取り組んでまいります。

2点目、ことしは夏目漱石生誕150年、郷土の偉人狩野亨吉と漱石の交友に思いをいたし、 **大館ができることは何か**についてであります。私自身、地方創生においては、その市町村の自 我、アイデンティティーが必要だと考えております。他市町村とは違う大館ならではの魅力、 いわば「大館びと」とは大館らしさであり、大館らしさを言いかえると大館イズムであります。 先ほど中村議員のお話を聞いて改めてその大館イズムを生みだす物語の一つとして、この狩野 亨吉先生と漱石の交友は十分に値するものと感じ入った次第であります。大館で生まれた知の 巨人、狩野亨吉氏につきましては、若くして京都帝国大学文科大学長を務めたこと、安藤昌益 を研究し世に紹介したこと、そして文豪夏目漱石との交友関係など、中村議員から御質問をい ただきましたことを通じて、改めてその偉大さを再認識したところであります。その足跡は、 生家のあった現在の石田ローズガーデン、顕彰碑のある栗盛記念図書館、そこに移築した松下 村塾などにたどることができ、今後、歴史まちづくりを掲げる取り組みの中で貴重な財産とな りますので、今後の重点区域の整備に生かしてまいりたいと考えております。また、看板の設 置や読書感想文コンクールなどは、ふるさと大館の将来を担う子供たちの教育という観点から も、すばらしい御提案をいただいたと考えており、今後は、狩野亨吉氏が大館市民にまだ広く 知られていない現状も踏まえながら検討する必要があると認識しております。なお、読書感想 文コンクールの御提案につきましては、後ほど教育長からもお答え申し上げます。また、狩野 亨吉と夏目漱石についての講演会の御提案につきましては、歴まち計画のソフト事業として展 開する可能性を探っております。例えば、歴まち散歩として大館城跡の周辺を散策するルート に生家跡や顕彰碑、松下村塾を盛り込んで散策を行い、その後に講演会を行うという企画が考 えられるところであります。市としては、ことしの夏目漱石生誕150年、そして、来年の明治 150年という歴史の節目に合わせ、歴史まちづくりをさらに進化・深化させたいと考えており ます。現在、公開研究会・とうほく街道会議・歴まちシンポジウムなど、さまざまな事業が予 定されておりますので、その中で講演会開催についても検討してまいります。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○教育長(高橋善之君) 2点目の御質問について、ただいま市長がその概要を答弁したところでございますが、私からは亨吉生家の子供用の看板設置及び読書感想文コンクールについてお答えいたします。中村議員御紹介の狩野亨吉と夏目漱石の親交については、大変興味深いトピックスであり、夏目漱石生誕150年に合わせたタイムリーな御提言に感謝申し上げます。このお二人の交友につきましては、中学校社会科郷土資料「わが郷土大館市」の歴史編において「亨吉は夏目漱石と親交があり、「吾輩は猫である」に登場する苦沙弥先生のモデルといわれ」という記述をもって紹介しているところでございます。議員御提案の現在の石田ローズガーデンが狩野亨吉の生家跡地であることを市民に広く紹介することは、歴史まちづくり、そしてふ

るさと学習の観点からも望ましいことであります。ただし、子供たちと申しましても幼稚園児 や保育園児につきましては、いかに大館の子供たちが優秀とはいえ、発達段階の観点から時期 尚早かと考えているところでございます。また、漱石作品に限定した読書感想文コンクールに つきましては、市立栗盛記念図書館が主催する市民読書感想文コンクールに組み込めないか検 討してみました。しかし、コンクールそのものの応募者が毎年減少している傾向を踏まえ、テーマを限定した場合には、さらに応募数が激減する可能性もあり、テーマの一つとして夏目漱 石作品を取り上げるなど、柔軟な扱いを探っているところでありますので、御理解を賜るよう よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(佐藤久勝君) 以上で、本日の一般質問を終了いたします。

次の会議は、明6月13日午前10時開議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時50分 散 会